

「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準」の改訂案

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>地方独立行政法人の制度設計の主眼は、住民生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する地方独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、住民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、地方独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)は、第33条で地方独立行政法人の会計は原則として企業会計原則によるものとし、<u>第34条(法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は第87条の20。以下同じ。)</u>で地方独立行政法人に対して財務諸表の作成と設立団体の長による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の<u>作成する会計監査報告を添付する</u>ことを義務付けるとともに、第35条で地方独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、地方独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、地方独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、地方独立行政法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、法並びに地方独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況(公営企業型地方独立行政法人においては「経営成績」とする。以下同じ。)等財務運営に関</p>	<p>第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>地方独立行政法人の制度設計の主眼は、住民生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する地方独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、住民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、地方独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)は、第33条で地方独立行政法人の会計は原則として企業会計原則によるものとし、<u>第34条</u>で地方独立行政法人に対して財務諸表の作成と設立団体の長による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の<u>意見を付す</u>ことを義務付けるとともに、第35条で地方独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、地方独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、地方独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、地方独立行政法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、法並びに地方独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況(公営企業型地方独立行政法人においては「経営成績」とする。以下同じ。)等財務運営に関</p>	<p>第1章 独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>独立行政法人の制度設計の主眼は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)は、第37条で独立行政法人の会計は原則として企業会計原則によるものとし、第38条で独立行政法人に対して財務諸表の作成と主務大臣による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の<u>作成する会計監査報告を添付する</u>ことを義務付けるとともに、第39条で独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査は、独立行政法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、通則法並びに独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p>	<p>第1章 独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>独立行政法人の制度設計の主眼は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)は、第37条で独立行政法人の会計は原則として企業会計原則によるものとし、第38条で独立行政法人に対して財務諸表の作成と主務大臣による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の<u>意見を付す</u>ことを義務付けるとともに、第39条で独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査は、独立行政法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、通則法並びに独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p>	<p>する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p>		
<p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>地方独立行政法人は、「その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営する」（法第3条第1項）責務を負っている。このような地方独立行政法人の公共的性格から、法第35条では、地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、財務諸表に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書もその対象としている。これらの書類が監査の対象とされる理由は、以下のとおりである。</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、設立団体の長の承認（法第34条第1項。<u>法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は第87条の20第3項</u>）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、地方独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、地方独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、地方独立行政法人が設立団体の長に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、設立団体の長の承認の対象ではなく、提出に際しても、法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>決算報告書も、財務諸表を提出する際に添付される書類であり、設立団体の長の承認の対象ではない。決算報告書の監査は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかをチェックするためのものである。地方独立行政法人は、効率的な業務運営のために、<u>目標、計画</u>及び事後評価の仕組みが導入されており、事前計画との対比が重視されている。このため、決算報告書に</p>	<p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>地方独立行政法人は、「その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営する」（法第3条第1項）責務を負っている。このような地方独立行政法人の公共的性格から、法第35条では、地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、財務諸表に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書もその対象としている。これらの書類が監査の対象とされる理由は、以下のとおりである。</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、設立団体の長の承認（法第34条第1項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、地方独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、地方独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、地方独立行政法人が設立団体の長に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、設立団体の長の承認の対象ではなく、提出に際しても、法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>決算報告書も、財務諸表を提出する際に添付される書類であり、設立団体の長の承認の対象ではない。決算報告書の監査は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかをチェックするためのものである。地方独立行政法人は、効率的な業務運営のために、<u>中期目標、中期計画</u>及び事後評価の仕組みが導入されており、事前計画との対比が重視されている。このため、決算</p>	<p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>独立行政法人は、「その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営する」（通則法第3条第1項）責務を負っている。このような独立行政法人の公共的性格から、通則法第39条では、独立行政法人に対する会計監査人の監査は、財務諸表に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書もその対象としている。これらの書類が監査の対象とされる理由は、以下のとおりである。</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、主務大臣の承認（通則法第38条第1項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、独立行政法人が主務大臣に財務諸表を提出する際、添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、主務大臣の承認の対象ではなく、提出に際しても、通則法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>決算報告書も、財務諸表を提出する際に添付される書類であり、主務大臣の承認の対象ではない。決算報告書の監査は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかをチェックするためのものである。独立行政法人は、効率的な業務運営のために、<u>目標、計画</u>及び事後評価の仕組みが導入されており、事前計画との対比が重視されている。このため、決算報告書に関して</p>	<p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>独立行政法人は、「その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営する」（通則法第3条第1項）責務を負っている。このような独立行政法人の公共的性格から、通則法第39条では、独立行政法人に対する会計監査人の監査は、財務諸表に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書もその対象としている。これらの書類が監査の対象とされる理由は、以下のとおりである。</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、主務大臣の承認（通則法第38条第1項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、独立行政法人が主務大臣に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、主務大臣の承認の対象ではなく、提出に際しても、通則法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>決算報告書も、財務諸表を提出する際に添付される書類であり、主務大臣の承認の対象ではない。決算報告書の監査は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかをチェックするためのものである。独立行政法人は、効率的な業務運営のために、<u>中期目標、中期計画</u>及び事後評価の仕組みが導入されており、事前計画との対比が重視されている。このため、決算報告書</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>関しては、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかについて、会計監査人の<u>監査が求め</u>られるものと考えられる（法第 34 条第 1 項及び第 2 項参照。<u>法第 87 条の 12 第 1 項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は第 87 条の 20 第 3 項及び第 4 項参照</u>）。</p> <p>以上のように、法第 35 条における会計監査人の監査は、会社法監査と類似した財務諸表に対する監査に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する監査や、地方独立行政法人の業務運営の方法を反映し、予算決算対比を目的とする決算報告書監査も求められている。しかしながら、地方独立行政法人に対する会計監査は、あくまで財務諸表に対する監査が制度の中核であると考え。財務諸表は設立団体の長の承認を要する書類であり、会計専門家による一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかの監査が強く要請されるからである。地方独立行政法人への会計監査については、企業会計、独立行政法人及び国立大学法人における財務諸表監査の考え方を参考とすることにより、会計監査人の専門的な能力や実務面での蓄積を活用することが期待されるものと考え。</p>	<p>報告書に関しては、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかについて、会計監査人の<u>意見が付け</u>られるものと考えられる（法第 34 条第 1 項及び第 2 項参照）。</p> <p>以上のように、法第 35 条における会計監査人の監査は、会社法監査と類似した財務諸表に対する監査に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する監査や、地方独立行政法人の業務運営の方法を反映し、予算決算対比を目的とする決算報告書監査も求められている。しかしながら、地方独立行政法人に対する会計監査は、あくまで財務諸表に対する監査が制度の中核であると考え。財務諸表は設立団体の長の承認を要する書類であり、会計専門家による一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかの監査が強く要請されるからである。地方独立行政法人への会計監査については、企業会計、独立行政法人及び国立大学法人における財務諸表監査の考え方を参考とすることにより、会計監査人の専門的な能力や実務面での蓄積を活用することが期待されるものと考え。</p>	<p>は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかについて、会計監査人の<u>監査が求め</u>られるものと考えられる（通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項参照）。</p> <p>以上のように、通則法第 39 条における会計監査人の監査は、会社法監査と類似した財務諸表に対する監査に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する監査や、独立行政法人の業務運営の方法を反映し、予算決算対比を目的とする決算報告書監査も求められている。しかしながら、独立行政法人に対する会計監査は、あくまで財務諸表に対する監査が制度の中核であると考え。財務諸表は主務大臣の承認を要する書類であり、会計専門家による一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかの監査が強く要請されるからである。独立行政法人への会計監査については、企業会計における財務諸表監査の考え方を参考とすることにより、会計監査人の専門的な能力や実務面での蓄積を活用することが期待されるものと考え。</p>	<p>関しては、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかどうかについて、会計監査人の<u>意見が付け</u>られるものと考えられる（通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項参照）。</p> <p>以上のように、通則法第 39 条における会計監査人の監査は、会社法監査と類似した財務諸表に対する監査に加えて、事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する監査や、独立行政法人の業務運営の方法を反映し、予算決算対比を目的とする決算報告書監査も求められている。しかしながら、独立行政法人に対する会計監査は、あくまで財務諸表に対する監査が制度の中核であると考え。財務諸表は主務大臣の承認を要する書類であり、会計専門家による一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかの監査が強く要請されるからである。独立行政法人への会計監査については、企業会計における財務諸表監査の考え方を参考とすることにより、会計監査人の専門的な能力や実務面での蓄積を活用することが期待されるものと考え。</p>
<p>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</p> <p>企業会計における財務諸表監査においては、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正及び誤謬並びに違法行為（以下この節において「違法行為等」という。）の存在を看過することなく監査を実施するという実務慣行が存在する。公共的性格を有する地方独立行政法人に対する会計監査人の監査においては、企業の会計監査にも増して、違法行為等の発見に対する重大な関心があると思料されるところである。会計監査人の監査の性質を検討するに当たっては、このような重大な関心について適切に考慮することが必要である。特に、会計監査人には、財務諸表等が法を始めとする関連法規に準拠して作成されているかどうかという点について適正な判断を下すことが求められる。</p> <p>これらのことから、地方独立行政法人に対する監査においては、会計監査人は、財務諸表等が地方独立行政法人の財務情報等を適切に表示しているかどうかを判断する手続の一環として、法規準拠性の観点を踏まえた会計監査を実施しなければならない。法第 35 条による地方独立行政法人に対する監査は、あくまで財務諸表等の監査であることから、法規準拠性とは、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠するということであると考え。公共性の高</p>	<p>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</p> <p>企業会計における財務諸表監査においては、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正及び誤謬並びに違法行為（以下この節において「違法行為等」という。）の存在を看過することなく監査を実施するという実務慣行が存在する。公共的性格を有する地方独立行政法人に対する会計監査人の監査においては、企業の会計監査にも増して、違法行為等の発見に対する重大な関心があると思料されるところである。会計監査人の監査の性質を検討するに当たっては、このような重大な関心について適切に考慮することが必要である。特に、会計監査人には、財務諸表等が法を始めとする関連法規に準拠して作成されているかどうかという点について適正な判断を下すことが求められる。</p> <p>これらのことから、地方独立行政法人に対する監査においては、会計監査人は、財務諸表等が地方独立行政法人の財務情報等を適切に表示しているかどうかを判断する手続の一環として、法規準拠性の観点を踏まえた会計監査を実施しなければならない。法第 35 条による地方独立行政法人に対する監査は、あくまで財務諸表等の監査であることから、法規準拠性とは、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠するということであると考え。公共性の高</p>	<p>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</p> <p>企業会計における財務諸表監査においては、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正及び誤謬並びに違法行為（以下この節において「違法行為等」という。）の存在を看過することなく監査を実施するという実務慣行が存在する。公共的性格を有する独立行政法人に対する会計監査人の監査においては、企業の会計監査にも増して、違法行為等の発見に対する重大な関心があると思料されるところである。会計監査人の監査の性質を検討するに当たっては、このような重大な関心について適切に考慮することが必要である。特に、会計監査人には、財務諸表等が通則法を始めとする関連法規に準拠して作成されているかどうかという点について適正な判断を下すことが求められる。</p> <p>これらのことから、独立行政法人に対する監査においては、会計監査人は、財務諸表等が独立行政法人の財務情報等を適切に表示しているかどうかを判断する手続の一環として、法規準拠性の観点を踏まえた会計監査を実施しなければならない。通則法第 39 条による独立行政法人に対する監査は、あくまで財務諸表等の監査であることから、法規準拠性とは、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠するということであると考え。公共性の高い事務・</p>	<p>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</p> <p>企業会計における財務諸表監査においては、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正及び誤謬並びに違法行為（以下この節において「違法行為等」という。）の存在を看過することなく監査を実施するという実務慣行が存在する。公共的性格を有する独立行政法人に対する会計監査人の監査においては、企業の会計監査にも増して、違法行為等の発見に対する重大な関心があると思料されるところである。会計監査人の監査の性質を検討するに当たっては、このような重大な関心について適切に考慮することが必要である。特に、会計監査人には、財務諸表等が通則法を始めとする関連法規に準拠して作成されているかどうかという点について適正な判断を下すことが求められる。</p> <p>これらのことから、独立行政法人に対する監査においては、会計監査人は、財務諸表等が独立行政法人の財務情報等を適切に表示しているかどうかを判断する手続の一環として、法規準拠性の観点を踏まえた会計監査を実施しなければならない。通則法第 39 条による独立行政法人に対する監査は、あくまで財務諸表等の監査であることから、法規準拠性とは、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠するということであると考え。公共性の高い事務・</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>い事務・事業を行う地方独立行政法人は、民商法等の私法のみならず、公法体系の法令が適用される局面も多く、準拠すべき法令やその内容を網羅的に列挙することは極めて困難であり、実務上も現実的ではないと考える。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、すべての違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p><u>会計監査人は、本来、財務諸表等の適正性の証明等を目的として会計監査を行うものであり、役員（監事を除く。）の職務の執行に関し、適法性の監査を行うものではないが、会計監査の過程において、役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることを発見した場合には、法第 35 条の 2 に基づき、監事の業務監査や理事長及び設立団体の長への報告を促すために、発見した事実を遅滞なく監事に報告しなければならない。</u></p> <p>また、財務諸表等に重要な影響を与えるには至らない違法行為等を発見した場合であっても、地方独立行政法人の会計監査人は、必要な報告を行うなど、適切に対応しなければならない。</p>	<p>い事務・事業を行う地方独立行政法人は、民商法等の私法のみならず、公法体系の法令が適用される局面も多く、準拠すべき法令やその内容を網羅的に列挙することは極めて困難であり、実務上も現実的ではないと考える。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、すべての違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。また、財務諸表等に重要な影響を与えるには至らない違法行為等を発見した場合であっても、地方独立行政法人の会計監査人は、必要な報告を行うなど、適切に対応しなければならない。</p>	<p>事業を行う独立行政法人は、民商法等の私法のみならず、公法体系の法令が適用される局面も多く、準拠すべき法令やその内容を網羅的に列挙することは極めて困難であり、実務上も現実的ではないと考える。</p> <p>独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、すべての違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p><u>会計監査人は、本来、財務諸表等の適正性の証明等を目的として会計監査を行うものであり、役員（監事を除く。）の職務の執行に関し、適法性の監査を行うものではないが、会計監査の過程において、役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることを発見した場合には、通則法第 39 条の 2 に基づき、監事の業務監査や独立行政法人の長及び主務大臣への報告を促すために、発見した事実を遅滞なく監事に報告しなければならない。</u></p> <p>また、財務諸表等に重要な影響を与えるには至らない違法行為等を発見した場合であっても、独立行政法人の会計監査人は、必要な報告を行うなど、適切に対応しなければならない。</p>	<p>事業を行う独立行政法人は、民商法等の私法のみならず、公法体系の法令が適用される局面も多く、準拠すべき法令やその内容を網羅的に列挙することは極めて困難であり、実務上も現実的ではないと考える。</p> <p>独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、すべての違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。また、財務諸表等に重要な影響を与えるには至らない違法行為等を発見した場合であっても、独立行政法人の会計監査人は、必要な報告を行うなど、適切に対応しなければならない。</p>
<p>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、地方独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、地方独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、監査上のリスクは、次のリスクで構成される。</p> <p>① 監査リスク：監査人が、財務諸表等の重要な<u>虚偽表示</u>を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。<u>監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの二つから構成される。</u></p> <p>② <u>重要な虚偽表示のリスク：監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重要な虚偽表示が存在する</u></p>	<p>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、地方独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、地方独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、監査上のリスクは、次のリスクで構成される。</p> <p>① 監査リスク：監査人が、財務諸表等の重要な<u>虚偽の表示</u>を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。</p> <p>② <u>固有リスク：関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、財務諸表等に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、地方独立行政法人の業務運営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財</u></p>	<p>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、監査上のリスクは、次のリスクで構成される。</p> <p>① 監査リスク：監査人が、財務諸表等の重要な<u>虚偽表示</u>を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。<u>監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの二つから構成される。</u></p> <p>② <u>重要な虚偽表示のリスク：監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重要な虚偽表示が存在するリ</u></p>	<p>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、監査上のリスクは、次のリスクで構成される。</p> <p>① 監査リスク：監査人が、財務諸表等の重要な<u>虚偽の表示</u>を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。</p> <p>② <u>固有リスク：関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、財務諸表等に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、独立行政法人の業務運営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p><u>リスクをいう。</u></p> <p>③ 発見リスク：<u>虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。</u></p> <p>さらに、<u>重要な虚偽表示のリスクはアサーション・レベルにおいて、以下の二つの要素で構成される。</u></p> <p>① <u>固有リスク：関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。</u></p> <p>② <u>統制リスク：取引種類、勘定残高又は開示等に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、地方独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。</u></p> <p>リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、<u>財務諸表等全体レベルとアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスク</u>を評価することにより、<u>虚偽表示</u>が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、<u>重要な虚偽表示の</u>リスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、<u>重要な虚偽表示の</u>リスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、<u>重要な虚偽表示の</u>リスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。</p> <p>リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、地方独立行政法人の会計処理と関連を有する法令の規定に関する情報、地方独立行政法人の<u>中期目標等、中期計画等</u>及び年度計画等の計画に関する情報、地方独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能その他の情報を入手することが必要となる。</p>	<p><u>務諸表等項目が本来有するリスクからなる。</u></p> <p>③ <u>統制リスク：財務諸表等の重要な虚偽の表示が、地方独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。</u></p> <p>④ 発見リスク：<u>地方独立行政法人の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表等の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう。</u></p> <p>リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、<u>固有リスクと統制リスク</u>を評価することにより、<u>虚偽の表示</u>が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、<u>固有リスク及び統制</u>リスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、<u>固有リスク及び統制</u>リスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、<u>固有リスクと統制</u>リスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。</p> <p>リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、地方独立行政法人の会計処理と関連を有する法令の規定に関する情報、地方独立行政法人の<u>中期目標、中期計画</u>及び年度計画等の計画に関する情報、地方独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能その他の情報を入手することが必要となる。</p>	<p><u>リスクをいう。</u></p> <p>③ 発見リスク：<u>虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。</u></p> <p>さらに、<u>重要な虚偽表示のリスクはアサーション・レベルにおいて、以下の二つの要素で構成される。</u></p> <p>① <u>固有リスク：関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。</u></p> <p>② <u>統制リスク：取引種類、勘定残高又は開示等に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。</u></p> <p>リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、独立行政法人の会計監査人は、<u>財務諸表等全体レベルとアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスク</u>を評価することにより、<u>虚偽表示</u>が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、<u>重要な虚偽表示の</u>リスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、<u>重要な虚偽表示の</u>リスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、<u>重要な虚偽表示の</u>リスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。</p> <p>リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、独立行政法人の会計監査人は、独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の<u>中期目標等、中期計画等</u>及び年度計画等の計画に関する情報、独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能その他の情報を入手することが必要となる。</p>	<p><u>表等項目が本来有するリスクからなる。</u></p> <p>③ <u>統制リスク：財務諸表等の重要な虚偽の表示が、独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。</u></p> <p>④ 発見リスク：<u>独立行政法人の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表等の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう。</u></p> <p>リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、独立行政法人の会計監査人は、<u>固有リスクと統制リスク</u>を評価することにより、<u>虚偽の表示</u>が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、<u>固有リスク及び統制</u>リスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、<u>固有リスク及び統制</u>リスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、<u>固有リスクと統制</u>リスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。</p> <p>リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、独立行政法人の会計監査人は、独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の<u>中期目標、中期計画</u>及び年度計画等の計画に関する情報、独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能その他の情報を入手することが必要となる。</p>
<p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p>	<p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p>	<p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p>	<p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>地方独立行政法人会計基準では、「地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、地方独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、地方独立行政法人の会計監査においても企業、独立行政法人及び国立大学法人の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、地方独立行政法人の公共的性格に鑑み、企業の会計監査と比較して、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>もっとも、地方独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、地方独立行政法人の会計監査のすべてに妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、地方独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>したがって、地方独立行政法人の会計監査においては、企業の会計監査においても重要性判断に対する期待水準が高まりつつある傾向を踏まえ、地方独立行政法人の公共的性格、監査実施の効率性、業務の特性等を勘案して、職業的専門家としての会計監査人は、専門の見地から個別に重要性の判断を行わなければならない。</p> <p>会計監査の実施過程において、誤謬等を発見した場合の手続については後述するが、地方独立行政法人の公共的性格に鑑みれば、会計監査人は、量的には重要ではなくとも質的側面から検討を要する誤謬等を発見した場合などに、他の項目への影響等も考慮し、状況によっては、監査計画を見直すなど適切に対応しなければならない。</p>	<p>地方独立行政法人会計基準では、「地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、地方独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、地方独立行政法人の会計監査においても企業、独立行政法人及び国立大学法人の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、地方独立行政法人の公共的性格にかんがみ、企業の会計監査と比較して、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>もっとも、地方独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、地方独立行政法人の会計監査のすべてに妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、地方独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>したがって、地方独立行政法人の会計監査においては、企業の会計監査においても重要性判断に対する期待水準が高まりつつある傾向を踏まえ、地方独立行政法人の公共的性格、監査実施の効率性、業務の特性等を勘案して、職業的専門家としての会計監査人は、専門の見地から個別に重要性の判断を行わなければならない。</p> <p>会計監査の実施過程において、誤謬等を発見した場合の手続については後述するが、地方独立行政法人の公共的性格にかんがみれば、会計監査人は、量的には重要ではなくとも質的側面から検討を要する誤謬等を発見した場合などに、他の項目への影響等も考慮し、状況によっては、監査計画を見直すなど適切に対応しなければならない。</p>	<p>独立行政法人会計基準では、「独立行政法人の会計は、国民その他の利害関係者の独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、独立行政法人の会計監査においても企業の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、独立行政法人の公共的性格に鑑み、企業の会計監査と比較して、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>もっとも、独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、独立行政法人の会計監査のすべてに妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>したがって、独立行政法人の会計監査においては、企業の会計監査においても重要性判断に対する期待水準が高まりつつある傾向を踏まえ、独立行政法人の公共的性格、監査実施の効率性等を勘案して、職業的専門家としての会計監査人は、専門の見地から個別に重要性の判断を行わなければならない。</p> <p>会計監査の実施過程において、誤謬等を発見した場合の手続については後述するが、独立行政法人の公共的性格に鑑みれば、会計監査人は、量的には重要ではなくとも質的側面から検討を要する誤謬等を発見した場合などに、他の項目への影響等も考慮し、状況によっては、監査計画を見直すなど適切に対応しなければならない。</p>	<p>独立行政法人会計基準では、「独立行政法人の会計は、国民その他の利害関係者の独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、独立行政法人の会計監査においても企業の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、独立行政法人の公共的性格にかんがみ、企業の会計監査と比較して、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>もっとも、独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、すべての誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、独立行政法人の会計監査のすべてに妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。</p> <p>したがって、独立行政法人の会計監査においては、企業の会計監査においても重要性判断に対する期待水準が高まりつつある傾向を踏まえ、独立行政法人の公共的性格、監査実施の効率性等を勘案して、職業的専門家としての会計監査人は、専門の見地から個別に重要性の判断を行わなければならない。</p> <p>会計監査の実施過程において、誤謬等を発見した場合の手続については後述するが、独立行政法人の公共的性格にかんがみれば、会計監査人は、量的には重要ではなくとも質的側面から検討を要する誤謬等を発見した場合などに、他の項目への影響等も考慮し、状況によっては、監査計画を見直すなど適切に対応しなければならない。</p>
<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>地方独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的</p>	<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>地方独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的</p>	<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業</p>	<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、住民のニーズに即応した効率的かつ効果的な行政サービスの提供等を実現することにある。また、地方独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、設立団体の長をはじめとする関係者及び住民の重要な関心事項である。</p> <p>もとより、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>により行われるものである。また、会計監査人による監査は地方独立行政法人が作成した財務諸表等の適正性の<u>証明等</u>を目的として行われるものであり、会計監査が、地方独立行政法人の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>しかしながら、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、設立団体の長をはじめとする関係者及び住民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものと考ええる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、<u>財務諸表等</u>監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、<u>理事長</u>及び監事並びに<u>理事長</u>を経由して設立団体の長に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、<u>財務諸表等</u>監査の実施過程において、地方独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているものと考ええる。</p> <p>なお、公立大学法人にあつては、監査の実施過程で上記の非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、専門家の意見の聴取等の適切な手続きを実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、住民のニーズに即応した効率的かつ効果的な行政サービスの提供等を実現することにある。また、地方独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、設立団体の長をはじめとする関係者及び住民の重要な関心事項である。</p> <p>もとより、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて<u>設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会</u>により行われるものである。また、会計監査人による監査は地方独立行政法人が作成した財務諸表等の適正性の<u>証明</u>を目的として行われるものであり、会計監査が、地方独立行政法人の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>しかしながら、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、設立団体の長をはじめとする関係者及び住民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものと考ええる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、<u>財務諸表</u>監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、<u>地方独立行政法人の長</u>及び監事並びに<u>地方独立行政法人の長</u>を経由して設立団体の長に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、<u>財務諸表</u>監査の実施過程において、地方独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているものと考ええる。</p> <p>なお、公立大学法人にあつては、監査の実施過程で上記の非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、専門家の意見の聴取等の適切な手続きを実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに即応した<u>効果的かつ効率的</u>な行政サービスの提供等を実現することにある。また、独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかについては、主務大臣をはじめとする関係者及び国民の重要な関心事項である。</p> <p>もとより、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて<u>主務大臣</u>により行われるものである。また、会計監査人による監査は独立行政法人が作成した財務諸表等の適正性の<u>証明等</u>を目的として行われるものであり、会計監査が、独立行政法人の業務が効果的かつ効率的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>しかしながら、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかについては、主務大臣をはじめとする関係者及び国民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものと考ええる。このため、独立行政法人の会計監査人は、<u>財務諸表等</u>監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、独立行政法人の長及び監事並びに独立行政法人の長を経由して主務大臣に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、<u>財務諸表等</u>監査の実施過程において、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているものと考ええる。</p>	<p>務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに即応した<u>効率的かつ効果的</u>な行政サービスの提供等を実現することにある。また、独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、主務大臣をはじめとする関係者及び国民の重要な関心事項である。</p> <p>もとより、独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて<u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会</u>により行われるものである。また、会計監査人による監査は独立行政法人が作成した財務諸表等の適正性の<u>証明</u>を目的として行われるものであり、会計監査が、独立行政法人の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>しかしながら、独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、主務大臣をはじめとする関係者及び国民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものと考ええる。このため、独立行政法人の会計監査人は、<u>財務諸表</u>監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、独立行政法人の長及び監事並びに独立行政法人の長を経由して主務大臣に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、<u>財務諸表</u>監査の実施過程において、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているものと考ええる。</p>
<p>第7節 会計監査契約</p> <p>会計監査人は、法第36条の規定により設立団体の長に選任され、<u>法により、以下</u>の地位(職務、権限、義務、責任)が定められている。</p> <p>○ <u>法第19条の2の規定による会計監査人の損害賠償</u></p>	<p>第7節 会計監査契約</p> <p>会計監査人は、法第36条の規定により設立団体の長に選任されるものであるが、<u>その地位(職務、権限、義務、責任)に関する法令上の具体的な定めはない。したがって、</u>会計監査人は、被監査地方独立行政法人とその会計監査に</p>	<p>第7節 会計監査契約</p> <p>会計監査人は、通則法第40条の規定により主務大臣に選任され、<u>同法により、以下</u>の地位(職務、権限、義務、責任)が定められている。</p> <p>○ <u>同法第25条の2の規定による会計監査人の損害賠償</u></p>	<p>第7節 会計監査契約</p> <p>会計監査人は、通則法第40条の規定により主務大臣に選任されるものであるが、<u>その地位(職務、権限、義務、責任)に関する法令上の具体的な定めはない。したがって、</u>会計監査人は、被監査独立行政法人とその会計監査に係る</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p><u>義務（平成 32 年 4 月 1 日施行）</u></p> <p>○ <u>法第 35 条第 1 項の規定による会計監査報告の作成義務</u></p> <p>○ <u>法第 35 条第 2 項の会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧謄写請求権</u></p> <p>○ <u>法第 35 条第 3 項の規定による監査の実施に必要な子法人に対する会計に関する報告徴収権</u></p> <p>○ <u>法第 35 条第 3 項の規定による被監査地方独立行政法人もしくは子法人の業務及び財産状況の調査権</u></p> <p>○ <u>法第 35 条の 2 の規定による不正等の監事への報告義務</u></p> <p><u>以上の規定を踏まえ</u>、会計監査人は、被監査地方独立行政法人とその会計監査に係る準委任契約（以下「会計監査契約」という。）を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施することになる。</p> <p>なお、当該会計監査契約は前節までに検討した会計監査人の監査の適切な実施を担保する内容でなければならない。会計監査人と被監査地方独立行政法人との間で、上記の範囲を超える内容を締結することを妨げるものではないが、それによって法第 35 条により義務付けられている会計監査の範囲及びその内容が影響を受けるわけではないことに留意しなければならない。</p>	<p>係る準委任契約（以下「会計監査契約」という。）を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施することになる。</p> <p>なお、当該会計監査契約は前節までに検討した会計監査人の監査の適切な実施を担保する内容でなければならない。会計監査人と被監査地方独立行政法人との間で、上記の範囲を超える内容を締結することを妨げるものではないが、それによって法第 35 条により義務付けられている会計監査の範囲及びその内容が影響を受けるわけではないことに留意しなければならない。</p>	<p><u>償義務</u></p> <p>○ <u>同法第 39 条第 1 項の規定による会計監査報告の作成義務</u></p> <p>○ <u>同法第 39 条第 2 項の会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧謄写請求権</u></p> <p>○ <u>同法第 39 条第 3 項の規定による監査の実施に必要な子法人に対する会計に関する報告徴収権</u></p> <p>○ <u>同法第 39 条第 3 項の規定による被監査独立行政法人もしくは子法人の業務及び財産状況の調査権</u></p> <p>○ <u>同法第 39 条の 2 の規定による不正等の監事への報告義務</u></p> <p><u>以上の規定を踏まえ</u>、会計監査人は、被監査独立行政法人とその会計監査に係る準委任契約（以下「会計監査契約」という。）を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施することになる。</p> <p>なお、当該会計監査契約は前節までに検討した会計監査人の監査の適切な実施を担保する内容でなければならない。会計監査人と被監査独立行政法人との間で、上記の範囲を超える内容を締結することを妨げるものではないが、それによって通則法第 39 条により義務付けられている会計監査の範囲及びその内容が影響を受けるわけではないことに留意しなければならない。</p>	<p>準委任契約（以下「会計監査契約」という。）を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施することになる。</p> <p>なお、当該会計監査契約は前節までに検討した会計監査人の監査の適切な実施を担保する内容でなければならない。会計監査人と被監査独立行政法人との間で、上記の範囲を超える内容を締結することを妨げるものではないが、それによって通則法第 39 条により義務付けられている会計監査の範囲及びその内容が影響を受けるわけではないことに留意しなければならない。</p>
<p>第 2 章 監査の前提条件</p> <p>第 1 節 内部統制</p> <p>地方独立行政法人は、<u>業務を効率的かつ効果的に遂行し、事業活動に関わる法令等の遵守を促進し、法人の資産を保全し、財務報告等の信頼性を確保するため内部統制を確立し、維持し、かつ、内部統制が有効であるかどうかについて継続的に監視しなければならない。</u>地方独立行政法人における内部統制は、<u>理事長が業務管理全般を対象として構築するものであり、①理事長がリーダーシップを発揮できる体制、②リスクマネジメント体制、③法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効率的かつ効果的に行われることを確保するための体制、④内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、⑤法人全体におけるモニタリング体制、及び⑥ ICT への対応の六つの基本的要素から構成される。</u>このうち監査上対象とされる内部統制とは、<u>適正な財務諸表等の作成に関連する部分及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保する部分である。</u></p>	<p>第 2 章 監査の前提条件</p> <p>第 1 節 内部統制</p> <p>地方独立行政法人は、<u>適正な財務諸表等を作成し、法規の遵守を図り、法人の資産を保全し、法人の事業活動を効率的に遂行するため、内部統制を確立し、維持し、かつ、内部統制が有効であるかどうかについて継続的に監視しなければならない。</u>地方独立行政法人における内部統制は、<u>地方独立行政法人の長が業務管理全般を対象として構築するものであり、内部統制組織とそれに影響を与える内部業務環境から構成される。</u>このうち監査上対象とされる内部統制とは、<u>適正な財務諸表等の作成に関連する部分及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保する部分である。</u></p>	<p>第 2 章 監査の前提条件</p> <p>第 1 節 内部統制</p> <p>独立行政法人は、<u>業務を効果的かつ効率的に遂行し、事業活動に関わる法令等の遵守を促進し、法人の資産を保全し、財務報告等の信頼性を確保するため内部統制を確立し、維持し、かつ、内部統制が有効であるかどうかについて継続的に監視しなければならない。</u>独立行政法人における内部統制は、<u>独立行政法人の長が業務管理全般を対象として構築するものであり、①法人の長がリーダーシップを発揮できる体制、②リスクマネジメント体制、③法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制、④内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、⑤法人全体におけるモニタリング体制、及び⑥ ICT への対応の六つの基本的要素から構成される。</u>このうち監査上対象とされる内部統制とは、<u>適正な財務諸表等の作成に関連する部分及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保する部分である。</u></p>	<p>第 2 章 監査の前提条件</p> <p>第 1 節 内部統制</p> <p>独立行政法人は、<u>適正な財務諸表等を作成し、法規の遵守を図り、法人の資産を保全し、法人の事業活動を効率的に遂行するため、内部統制を確立し、維持し、かつ、内部統制が有効であるかどうかについて継続的に監視しなければならない。</u>独立行政法人における内部統制は、<u>独立行政法人の長が業務管理全般を対象として構築するものであり、内部統制組織とそれに影響を与える内部業務環境から構成される。</u>このうち監査上対象とされる内部統制とは、<u>適正な財務諸表等の作成に関連する部分及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保する部分である。</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>会計監査人は、リスク・アプローチを採用する場合、アプローチを構成する各リスクの評価が肝要となるが、なかでも統制リスクの評価は監査の成否の鍵となるものであり、会計監査人は、内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価を行わなければならない。</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、理事長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は地方独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面により理事長(理事長に直接報告することが適切でない場合を除く。)及び監事に報告しなければならない。また、会計監査人は、適切な階層の管理者に、監査の過程で識別したその他の内部統制の不備のうち、他の者により当該管理者に報告されておらず、会計監査人が職業的専門家として、当該管理者の注意を促すに値すると判断したものについて、適時に報告しなければならない。なお、地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等について改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指導を行うことが望ましい。</p>	<p>会計監査人は、リスク・アプローチを採用する場合、アプローチを構成する各リスクの評価が肝要となるが、なかでも統制リスクの評価は監査の成否の鍵となるものであり、会計監査人は、内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価を行わなければならない。</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、地方独立行政法人の長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は地方独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、内部統制組織に改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</p>	<p>会計監査人は、リスク・アプローチを採用する場合、アプローチを構成する各リスクの評価が肝要となるが、なかでも統制リスクの評価は監査の成否の鍵となるものであり、会計監査人は、内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価を行わなければならない。</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、独立行政法人の長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面により法人の長(法人の長に直接報告することが適切でない場合を除く。)及び監事に報告しなければならない。また、会計監査人は、適切な階層の管理者に、監査の過程で識別したその他の内部統制の不備のうち、他の者により当該管理者に報告されておらず、会計監査人が職業的専門家として、当該管理者の注意を促すに値すると判断したものについて、適時に報告しなければならない。なお、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備 について改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指導を行うことが望ましい。</p>	<p>会計監査人は、リスク・アプローチを採用する場合、アプローチを構成する各リスクの評価が肝要となるが、なかでも統制リスクの評価は監査の成否の鍵となるものであり、会計監査人は、内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価を行わなければならない。</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、独立行政法人の長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であるとともに、内部統制組織に改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</p>
<p>第2節 二重責任の原則</p> <p>地方独立行政法人における会計監査人による財務諸表等の監査制度は、財務諸表等の作成者である理事長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、法第34条に基づき財務諸表等を作成し、地方独立行政法人の財政状態、運営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況等を適正に表示する責任は理事長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>このような二重責任の原則は、監査における法規準拠性の観点についても適用されるものであり、地方独立行政法人に適用される法令に準拠し、特に財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠した取引及び会計処理等が行われていることを確保する責任は理事長が負い、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為の有無に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p>	<p>第2節 二重責任の原則</p> <p>地方独立行政法人における会計監査人による財務諸表等の監査制度は、財務諸表等の作成者である地方独立行政法人の長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、法第34条に基づき財務諸表等を作成し、地方独立行政法人の財政状態、運営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況等を適正に表示する責任は地方独立行政法人の長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>このような二重責任の原則は、監査における法規準拠性の観点についても適用されるものであり、地方独立行政法人に適用される法令に準拠し、特に財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠した取引及び会計処理等が行われていることを確保する責任は地方独立行政法人の長が負い、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為の有無に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p>	<p>第2節 二重責任の原則</p> <p>独立行政法人における会計監査人による財務諸表等の監査制度は、財務諸表等の作成者である独立行政法人の長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、通則法第38条に基づき財務諸表等を作成し、独立行政法人の財政状態、運営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況等を適正に表示する責任は独立行政法人の長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>このような二重責任の原則は、監査における法規準拠性の観点についても適用されるものであり、独立行政法人に適用される法令に準拠し、特に財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠した取引及び会計処理等が行われていることを確保する責任は独立行政法人の長が負い、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為の有無に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p>	<p>第2節 二重責任の原則</p> <p>独立行政法人における会計監査人による財務諸表等の監査制度は、財務諸表等の作成者である独立行政法人の長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、通則法第38条に基づき財務諸表等を作成し、独立行政法人の財政状態、運営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況等を適正に表示する責任は独立行政法人の長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>このような二重責任の原則は、監査における法規準拠性の観点についても適用されるものであり、独立行政法人に適用される法令に準拠し、特に財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠した取引及び会計処理等が行われていることを確保する責任は独立行政法人の長が負い、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為の有無に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>第3章 地方独立行政法人の特性に基づく監査</p> <p>第1節 区分経理に係る監査</p> <p>法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人については、設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理業務ごとに区分して経理し、区分した経理単位ごとに勘定別財務諸表の作成が要請されている。また、二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人については、法第21条第3号イからリまでに掲げる事業ごとに区分して経理し、区分した経理単位ごとに事業別財務諸表の作成が要請されている。したがって、これらの法人については、それぞれの経理区分ごとの勘定別財務諸表又は事業別財務諸表(以下「勘定別等財務諸表」という。)と、全ての勘定別等財務諸表を基礎として法人単位財務諸表を作成することとしている。</p> <p>これは、申請等関係事務処理法人については、関係市町村申請等関係事務処理業務を行う場合に、法第87条の22の規定に基づき、勘定別に財務諸表を作成する必要がある。公営企業型地方独立行政法人については、事業ごとの独立採算の原則等、公営企業型地方独立行政法人の経営原則及び実施する事業の性格により、事業区分ごとの財務諸表の作成が要請されており、事業ごとに利益処分の方法が異なる場合も存在することから、事業別に財務諸表を作成する必要がある。さらに、財務諸表の利用者である設立団体の長や住民等に対しては、地方独立行政法人に対してどの程度の財源負担が行われ、どのように使用されているのか、また、法人として効率的な業務運営が行われているのかといった法人単位の会計情報を提供することによるものである。</p> <p>勘定別等財務諸表及び法人単位財務諸表を作成することとされている法人においては、勘定別等財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが会計監査の対象となり、会計監査人は、勘定別等財務諸表及び法人単位財務諸表の全てについて会計監査を実施しなければならない。また、財務諸表に対する意見の表明については、これらの各財務諸表に対する各々の監査意見を取りまとめて表明することが求められる。</p> <p>また、個々の勘定別等財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが、個別に利用される可能性があることを勘案する必要があり、会計監査人が監査意見を形成するに当たって</p>	<p>こととなる。</p> <p>第3章 地方独立行政法人の特性に基づく監査</p> <p>第1節 区分経理に係る監査</p> <p>地方独立行政法人会計基準では、公営企業型以外の地方独立行政法人は区分経理を想定していないが、二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人については、法第21条第3号イからリまでに掲げる事業ごとに区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている。したがって、それぞれの経理区分ごとの事業別財務諸表と、全ての事業別財務諸表を基礎として法人単位財務諸表を作成することとしている。</p> <p>これは、事業ごとの独立採算の原則等、公営企業型地方独立行政法人の経営原則及び実施する事業の性格により、事業区分ごとの財務諸表の作成が要請されており、事業ごとに利益処分の方法が異なる場合も存在することから、事業別に財務諸表を作成する必要がある。さらに、財務諸表の利用者である地方独立行政法人評価委員会や住民等に対しては、公営企業型地方独立行政法人に対してどの程度の財源負担が行われ、どのように使用されているのか、また、法人として効率的な業務運営が行われているのかといった法人単位の会計情報を提供することによるものである。</p> <p>事業別財務諸表及び法人単位財務諸表を作成することとされている公営企業型地方独立行政法人においては、事業別財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが会計監査の対象となり、会計監査人は、事業別財務諸表及び法人単位財務諸表の全てについて会計監査を実施しなければならない。また、財務諸表に対する意見の表明については、これらの各財務諸表に対する各々の監査意見を取りまとめて表明することが求められる。</p> <p>また、個々の事業別財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが、個別に利用される可能性があることを勘案する必要があり、会計監査人が監査意見を形成するに当たって</p>	<p>る。</p> <p>第3章 独立行政法人の特性に基づく監査</p> <p>第1節 区分経理に係る監査</p> <p>独立行政法人会計基準は、法律の規定により、区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている独立行政法人にあつては、それぞれの経理区分ごとの勘定別財務諸表と、全ての勘定別財務諸表を基礎として法人単位財務諸表を作成することとしている。これは、勘定区分ごとの財務諸表の作成を独立行政法人設立根拠法が要請しており、勘定ごとに利益処分の方法が異なる場合も存在することから、勘定別に財務諸表を作成する必要があるほか、財務諸表の利用者である主務大臣や国民等に対しては、独立行政法人に対してどの程度の財源負担が行われ、どのように使用されているのか、また、法人として効率的な業務運営が行われているのかといった法人単位の会計情報を提供することによるものである。</p> <p>勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表を作成することとされている独立行政法人においては、勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが会計監査の対象となり、会計監査人は、勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表の全てについて会計監査を実施しなければならない。また、財務諸表に対する意見の表明については、これらの各財務諸表に対する各々の監査意見を取りまとめて表明することが求められる。</p> <p>また、個々の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが、個別に利用される可能性があることを勘案する必要があり、会計監査人が監査意見を形成するに当たって</p>	<p>る。</p> <p>第3章 独立行政法人の特性に基づく監査</p> <p>第1節 区分経理に係る監査</p> <p>独立行政法人会計基準は、法律の規定により、区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている独立行政法人にあつては、それぞれの経理区分ごとの勘定別財務諸表と、全ての勘定別財務諸表を基礎として法人単位財務諸表を作成することとしている。これは、勘定区分ごとの財務諸表の作成を独立行政法人設立根拠法が要請しており、勘定ごとに利益処分の方法が異なる場合も存在することから、勘定別に財務諸表を作成する必要があるほか、財務諸表の利用者である独立行政法人評価委員会や国民等に対しては、独立行政法人に対してどの程度の財源負担が行われ、どのように使用されているのか、また、法人として効率的な業務運営が行われているのかといった法人単位の会計情報を提供することによるものである。</p> <p>勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表を作成することとされている独立行政法人においては、勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが会計監査の対象となり、会計監査人は、勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表の全てについて会計監査を実施しなければならない。また、財務諸表に対する意見の表明については、これらの各財務諸表に対する各々の監査意見を取りまとめて表明することが求められる。</p> <p>また、個々の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表のいずれもが、個別に利用される可能性があることを勘案する必要があり、会計監査人が監査意見を形成するに当たって</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>て行う重要性の判断は、個々の<u>勘定別等財務諸表</u>及び法人単位財務諸表ごとに行う必要がある。なお、区分経理に特有の会計処理として、共通経費の配賦がある。地方独立行政法人会計基準においては、「直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦」すべき旨が規定されており、また、注解において「配賦基準は、設立団体の規則で定められる必要がある旨」規定されており、共通経費の配賦基準は地方独立行政法人の外部から与えられ、会計監査においては、配賦基準は所与のものとして整理することを予定している。</p> <p>このように、共通経費の配賦基準は、会計監査人による会計監査の対象ではないが、共通経費の配賦基準は、事業ごとの業績の評価に影響を与えるおそれもあることから、改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</p> <p><u>なお、法第 123 条第 2 項に基づく設立団体の協議により、法第 34 条及び第 35 条第 1 項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした、設立団体が二以上である地方独立行政法人においても、上記に準じて区分経理に係る監査を行うものとする。</u></p>	<p>行う重要性の判断は、個々の<u>事業別財務諸表</u>及び法人単位財務諸表ごとに行う必要がある。なお、区分経理に特有の会計処理として、共通経費の配賦がある。地方独立行政法人会計基準においては、「直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦」すべき旨が規定されており、また、注解において「配賦基準は、設立団体の規則で定められる必要がある旨」規定されており、共通経費の配賦基準は地方独立行政法人の外部から与えられ、会計監査においては、配賦基準は所与のものとして整理することを予定している。</p> <p>このように、共通経費の配賦基準は、会計監査人による会計監査の対象ではないが、共通経費の配賦基準は、事業ごとの業績の評価に影響を与えるおそれもあることから、改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</p>	<p>行う重要性の判断は、個々の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表ごとに行う必要がある。なお、区分経理に特有の会計処理として、共通経費の配賦がある。独立行政法人会計基準においては、「直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦」すべき旨が規定されており、また、注解において「配賦基準は、主務省令等で定められる必要がある」旨規定されており、共通経費の配賦基準は独立行政法人の外部から与えられ、会計監査においては、配賦基準は所与のものとして整理することを予定している。</p> <p>このように、共通経費の配賦基準は、会計監査人による会計監査の対象ではないが、共通経費の配賦基準は、勘定ごとの業績の評価に影響を与えるおそれもあることから、改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</p>	<p>行う重要性の判断は、個々の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表ごとに行う必要がある。なお、区分経理に特有の会計処理として、共通経費の配賦がある。独立行政法人会計基準においては、「直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦」すべき旨が規定されており、また、注解において「配賦基準は、主務省令等で定められる必要がある」旨規定されており、共通経費の配賦基準は独立行政法人の外部から与えられ、会計監査においては、配賦基準は所与のものとして整理することを予定している。</p> <p>このように、共通経費の配賦基準は、会計監査人による会計監査の対象ではないが、共通経費の配賦基準は、勘定ごとの業績の評価に影響を与えるおそれもあることから、改善すべき点がある場合には、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</p>
<p>第 2 節 連結財務諸表監査</p> <p>地方独立行政法人の連結財務諸表は、民間企業の連結財務諸表とはその性格を異にし、地方独立行政法人に交付された公的資金が更に特定関連会社等に供給されている場合において、地方独立行政法人のみではなく、特定関連会社等を含め、公的資金がどのように使用されているかを明らかにすることにその主たる目的がある。なお、地方独立行政法人の評価は個別財務諸表によることとされている。</p> <p>地方独立行政法人に交付された公的資金が使用された結果は、財務諸表によって表される。そして、<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>、住民等は財務諸表を通じて地方独立行政法人の評価を行うこととなる。このような財務諸表の役割は、連結財務諸表においても同じであり、連結財務諸表は、地方独立行政法人に交付された公的資金が、民間企業に供給されたものを含め、効率的に使用されているか等を示すものである。会計監査人の財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を担保するものであり、この観点からは、個別財務諸表監査と連結財務諸表監査を区別する理由はなく、連結財務諸表についても、会計監査人による監査が必要である。</p> <p>地方独立行政法人の特定関連会社及び関連会社への出資は、地方独立行政法人の設立目的を達成するため業務と</p>	<p>第 2 節 連結財務諸表監査</p> <p>地方独立行政法人の連結財務諸表は、民間企業の連結財務諸表とはその性格を異にし、地方独立行政法人に交付された公的資金が更に特定関連会社等に供給されている場合において、地方独立行政法人のみではなく、特定関連会社等を含め、公的資金がどのように使用されているかを明らかにすることにその主たる目的がある。なお、地方独立行政法人の評価は個別財務諸表によることとされている。</p> <p>地方独立行政法人に交付された公的資金が使用された結果は、財務諸表によって表される。そして、<u>設立団体の長、地方独立行政法人評価委員会</u>、住民等は財務諸表を通じて地方独立行政法人の評価を行うこととなる。このような財務諸表の役割は、連結財務諸表においても同じであり、連結財務諸表は、地方独立行政法人に交付された公的資金が、民間企業に供給されたものを含め、効率的に使用されているか等を示すものである。会計監査人の財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を担保するものであり、この観点からは、個別財務諸表監査と連結財務諸表監査を区別する理由はなく、連結財務諸表についても、会計監査人による監査が必要である。</p> <p>地方独立行政法人の特定関連会社及び関連会社への出資は、地方独立行政法人の設立目的を達成するため業務と</p>	<p>第 2 節 連結財務諸表監査</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、民間企業の連結財務諸表とはその性格を異にし、独立行政法人に交付された公的資金が更に特定関連会社等に供給されている場合において、独立行政法人のみではなく、特定関連会社等を含め、公的資金がどのように使用されているかを明らかにすることにその主たる目的がある。なお、独立行政法人の評価は個別財務諸表によることとされている。</p> <p>独立行政法人に交付された公的資金が使用された結果は、財務諸表によって表される。そして、主務大臣、国民等は財務諸表を通じて独立行政法人の評価を行うこととなる。このような財務諸表の役割は、連結財務諸表においても同じであり、連結財務諸表は、独立行政法人に交付された公的資金が、民間企業に供給されたものを含め、効率的に使用されているか等を示すものである。会計監査人の財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を担保するものであり、この観点からは、個別財務諸表監査と連結財務諸表監査を区別する理由はなく、連結財務諸表についても、会計監査人による監査が必要である。</p> <p>独立行政法人の特定関連会社及び関連会社への出資は、独立行政法人が業務として行った資金供給目的の出資が</p>	<p>第 2 節 連結財務諸表監査</p> <p>独立行政法人の連結財務諸表は、民間企業の連結財務諸表とはその性格を異にし、独立行政法人に交付された公的資金が更に特定関連会社等に供給されている場合において、独立行政法人のみではなく、特定関連会社等を含め、公的資金がどのように使用されているかを明らかにすることにその主たる目的がある。なお、独立行政法人の評価は個別財務諸表によることとされている。</p> <p>独立行政法人に交付された公的資金が使用された結果は、財務諸表によって表される。そして、主務大臣、<u>独立行政法人評価委員会</u>、国民等は財務諸表を通じて独立行政法人の評価を行うこととなる。このような財務諸表の役割は、連結財務諸表においても同じであり、連結財務諸表は、独立行政法人に交付された公的資金が、民間企業に供給されたものを含め、効率的に使用されているか等を示すものである。会計監査人の財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を担保するものであり、この観点からは、個別財務諸表監査と連結財務諸表監査を区別する理由はなく、連結財務諸表についても、会計監査人による監査が必要である。</p> <p>独立行政法人の特定関連会社及び関連会社への出資は、独立行政法人が業務として行った資金供給目的の出資が</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>して行われるものであり、必ずしも支配従属関係が認められないといった特性が存在するが、特定関連会社及び関連会社についても、監査意見を形成するに足りる基礎を得るために必要な監査を行わなければならない。なお、監査に当たって、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことから、監査の全部又は一部が実施できなかった場合は、監査報告書にその旨を記載し、除外事項を付した意見表明を行い、あるいは、意見表明のための基礎を得ることができない場合は、意見を表明してはならない。</p> <p>このように、会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、<u>理事長は、法第35条第3項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、理事長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。</u>なお、<u>法第35条第4項の規定に基づく場合を除き、</u>特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、<u>理事長</u>にある。</p> <p>また、上記の趣旨については、会計監査人と地方独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、明確に定めることが望ましい。</p> <p>特定関連会社及び関連会社が他の会計監査人の監査を受けている場合は、監査の効率化の観点から可能な限り、他の会計監査人の監査結果を利用することが望まれる。なお、この場合においては、会計監査人は、他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、地方独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明かにする必要がある。</p> <p>なお、<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>が行う地方独立行政法人の評価は個別財務諸表によることから、連結財務諸</p>	<p>して行われるものであり、必ずしも支配従属関係が認められないといった特性が存在するが、特定関連会社及び関連会社についても、監査意見を形成するに足りる基礎を得るために必要な監査を行わなければならない。なお、監査に当たって、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことから、監査の全部又は一部が実施できなかった場合は、監査報告書にその旨を記載し、除外事項を付した意見表明を行い、あるいは、意見表明のための基礎を得ることができない場合は、意見を表明してはならない。</p> <p>このように、会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、<u>地方独立行政法人の長は特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置すべきである。</u>なお、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための合理的基礎が得られない場合の責任は、<u>地方独立行政法人の長</u>にある。</p> <p>また、上記の趣旨については、会計監査人と地方独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、明確に定めることが望ましい。</p> <p>特定関連会社及び関連会社が他の会計監査人の監査を受けている場合は、監査の効率化の観点から可能な限り、他の会計監査人の監査結果を利用することが望まれる。なお、この場合においては、会計監査人は、他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、地方独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明かにする必要がある。</p> <p>なお、<u>設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会（以下「設立団体の長等」という。）</u>が行う地方独立行政法人の評価は個別財務諸表によることから、連結財務諸表</p>	<p>大半であり、必ずしも支配従属関係が認められないといった特性が存在するが、特定関連会社及び関連会社についても、監査意見を形成するに足りる基礎を得るために必要な監査を行わなければならない。なお、監査に当たって、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことから、監査の全部又は一部が実施できなかった場合は、監査報告書にその旨を記載し、除外事項を付した意見表明を行い、あるいは、意見表明のための基礎を得ることができない場合は、意見を表明してはならない。</p> <p>このように、会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は、<u>通則法第39条第3項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、独立行政法人の長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。</u>なお、<u>通則法第39条第4項の規定に基づく場合を除き、</u>特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p>また、上記の趣旨については、会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、明確に定めることが望ましい。</p> <p>特定関連会社及び関連会社が他の会計監査人の監査を受けている場合は、監査の効率化の観点から可能な限り、他の会計監査人の監査結果を利用することが望まれる。なお、この場合においては、会計監査人は、他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明かにする必要がある。</p> <p>なお、<u>主務大臣</u>が行う独立行政法人の評価は個別財務諸表によることから、連結財務諸表に係る監査報告書は、<u>個別財務諸表等</u>に係る監査報告書とは別に作成することと</p>	<p>大半であり、必ずしも支配従属関係が認められないといった特性が存在するが、特定関連会社及び関連会社についても、監査意見を形成するに足りる基礎を得るために必要な監査を行わなければならない。なお、監査に当たって、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことから、監査の全部又は一部が実施できなかった場合は、監査報告書にその旨を記載し、除外事項を付した意見表明を行い、あるいは、意見表明のための基礎を得ることができない場合は、意見を表明してはならない。</p> <p>このように、会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は<u>特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置すべきである。</u>なお、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための合理的基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p>また、上記の趣旨については、会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、明確に定めることが望ましい。</p> <p>特定関連会社及び関連会社が他の会計監査人の監査を受けている場合は、監査の効率化の観点から可能な限り、他の会計監査人の監査結果を利用することが望まれる。なお、この場合においては、会計監査人は、他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計監査人は、附属明細書記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明かにする必要がある。</p> <p>なお、<u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会</u>が行う独立行政法人の評価は個別財務諸表によることから、連結財務諸表に係る監査報告書は、<u>個別財務諸表</u>に係る監査報告書</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
表に係る監査報告書は、 <u>個別財務諸表等</u> に係る監査報告書とは別に作成することとする。	に係る監査報告書は、 <u>個別財務諸表</u> に係る監査報告書とは別に作成することとする。	する。	とは別に作成することとする。
第4章 会計監査人の独立性	第4章 会計監査人の独立性	第4章 会計監査人の独立性	第4章 会計監査人の独立性
第1節 被監査地方独立行政法人に対する独立性について 法第35条に定める会計監査人の監査に当たっては、会計監査人は、被監査地方独立行政法人に対して、独立の立場にある者でなければならない。 この独立性を担保するため、法第37条第3項において、被監査地方独立行政法人等との関係において、経済的・身分的な利害関係を有する者は、会計監査人になれないものとされているところである。 これに加えて、会計監査人においては、被監査地方独立行政法人との間の外観的な独立性の確保についても、十分に配慮することが必要である。 <u>なお、法第35条第5項において、会計監査人は、被監査地方独立行政法人等との関係において、経済的・身分的な利害関係を有する者について、会計監査補助者としても使用してはならないとされていることにも留意する。</u>	第1節 被監査地方独立行政法人に対する独立性について 法第35条に定める会計監査人の監査に当たっては、会計監査人は、被監査地方独立行政法人に対して、独立の立場にある者でなければならない。 この独立性を担保するため、法第37条において、 <u>公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により</u> 、被監査地方独立行政法人との関係において、経済的・身分的な利害関係を有する者は、会計監査人になれないものとされているところである。 これに加えて、会計監査人においては、被監査地方独立行政法人との間の外観的な独立性の確保についても、十分に配慮することが必要である。	第1節 被監査独立行政法人に対する独立性について 通則法第39条に定める会計監査人の監査に当たっては、会計監査人は、被監査独立行政法人に対して、独立の立場にある者でなければならない。 この独立性を担保するため、通則法第41条第3項において、被監査独立行政法人等との関係において、経済的・身分的な利害関係を有する者は、会計監査人になれないものとされているところである。 これに加えて、会計監査人においては、被監査独立行政法人との間の外観的な独立性の確保についても、十分に配慮することが必要である。 <u>なお、通則法第39条第5項において、会計監査人は、被監査独立行政法人等との関係において、経済的・身分的な利害関係を有する者について、会計監査補助者としても使用してはならないとされていることにも留意する。</u>	第1節 被監査独立行政法人に対する独立性について 通則法第39条に定める会計監査人の監査に当たっては、会計監査人は、被監査独立行政法人に対して、独立の立場にある者でなければならない。 この独立性を担保するため、通則法第41条において、 <u>公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により</u> 、被監査独立行政法人との関係において、経済的・身分的な利害関係を有する者は、会計監査人になれないものとされているところである。 これに加えて、会計監査人においては、被監査独立行政法人との間の外観的な独立性の確保についても、十分に配慮することが必要である。
第2節 被監査地方独立行政法人の<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>に対する独立性の問題について 会計監査人は、法第35条の規定に基づき、被監査地方独立行政法人の財務諸表等を監査するものである。一方、被監査地方独立行政法人の <u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u> に係る事項は、会計監査人の監査の範囲には含まれておらず、 <u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u> は、会計監査人の被監査地方独立行政法人に対する監査を指揮・監督する権限は有していない。 したがって、前節で述べたとおり、会計監査人については、被監査地方独立行政法人に対する独立性の確保は制度上要請されているところであるが、 <u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u> との関係においては、被監査地方独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。	第2節 被監査地方独立行政法人の<u>設立団体の長等</u>に対する独立性の問題について 会計監査人は、法第35条の規定に基づき、被監査地方独立行政法人の財務諸表等を監査するものである。一方、被監査地方独立行政法人の <u>設立団体の長等</u> に係る事項は、会計監査人の監査の範囲には含まれておらず、 <u>設立団体の長等も</u> 、会計監査人の被監査地方独立行政法人に対する監査を指揮・監督する権限は有していない。 したがって、前節で述べたとおり、会計監査人については、被監査地方独立行政法人に対する独立性の確保は制度上要請されているところであるが、 <u>設立団体の長等</u> との関係においては、被監査地方独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。	第2節 被監査独立行政法人の<u>主務大臣</u>に対する独立性の問題について 会計監査人は、通則法第39条の規定に基づき、被監査独立行政法人の財務諸表等を監査するものである。一方、被監査独立行政法人の <u>主務大臣</u> に係る事項は、会計監査人の監査の範囲には含まれておらず、 <u>主務大臣は</u> 、会計監査人の被監査独立行政法人に対する監査を指揮・監督する権限は有していない。 したがって、前節で述べたとおり、会計監査人については、被監査独立行政法人に対する独立性の確保は制度上要請されているところであるが、 <u>主務大臣</u> との関係においては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。	第2節 被監査独立行政法人の<u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会</u>に対する独立性の問題について 会計監査人は、通則法第39条の規定に基づき、被監査独立行政法人の財務諸表等を監査するものである。一方、被監査独立行政法人の <u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会</u> に係る事項は、会計監査人の監査の範囲には含まれておらず、 <u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会も</u> 、会計監査人の被監査独立行政法人に対する監査を指揮・監督する権限は有していない。 したがって、前節で述べたとおり、会計監査人については、被監査独立行政法人に対する独立性の確保は制度上要請されているところであるが、 <u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会</u> との関係においては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。
第3節 被監査地方独立行政法人の<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>との関係について	第3節 被監査地方独立行政法人の<u>設立団体の長等</u>との関係について	第3節 被監査独立行政法人の<u>主務大臣</u>との関係について	第3節 被監査独立行政法人の<u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会</u>との関係について

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>前節で述べた通り、会計監査人は、被監査地方独立行政法人の<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>との関係においては、被監査地方独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>会計監査人は、<u>法第 35 条第 1 項</u>の規定に基づき、被監査地方独立行政法人が設立団体の長に提出する<u>財務諸表等に係る会計監査報告を作成するものとされている。</u></p> <p>ここで、設立団体の長が承認するのは<u>被監査地方独立行政法人の理事長</u>がその責任において作成した<u>財務諸表等</u>であり、会計監査人の<u>作成する会計監査報告</u>自体は、直接の対象とはされていない。</p> <p><u>また、公立大学法人においては、被監査公立大学法人が、地方独立行政法人評価委員会の委員としての地位と監査契約の相手方としての地位との関係において、当該会計監査人の公正性・客観性について疑念を持つ可能性も否定できない。この場合において、被監査公立大学法人の監査に実際に関与する公認会計士が、地方独立行政法人評価委員会の委員に就くことは問題であると解される。なお、被監査公立大学法人の会計監査人たる監査法人の社員(監査に関与する社員を除く。)が、地方独立行政法人評価委員会の委員に就く場合においても、当該委員は個人の人格・識見により任命されたものではあるが、被監査公立大学法人</u></p>	<p>前節で述べた通り、会計監査人は、被監査地方独立行政法人の<u>設立団体の長等</u>との関係においては、被監査地方独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p><u>しかしながら、会計監査人は、法第 34 条第 2 項</u>の規定に基づき、被監査地方独立行政法人が設立団体の長に提出する<u>財務諸表に意見を付すもの</u>とされ、<u>設立団体の長は、当該財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会に意見を聴くものとされているところである。</u></p> <p>ここで、設立団体の長が承認するのは<u>被監査地方独立行政法人</u>がその責任において作成した<u>財務諸表</u>であり、<u>地方独立行政法人評価委員会も設立団体の長の当該財務諸表の承認について意見を述べるものであって、</u>会計監査人の<u>付した意見</u>自体は、それらの直接の対象とはされていない。</p> <p><u>しかしながら、会計監査人による監査が公正に行われ、地方独立行政法人評価委員会が当該地方独立行政法人の業務を客観的に評価し得るものとなるためには、次のような点に留意することが必要と考えられる。</u></p> <p><u>会計監査人が、地方独立行政法人評価委員会の委員に就いた場合について、法第 34 条第 3 項による設立団体の長の意見聴取に際し、地方独立行政法人評価委員会が当該地方独立行政法人の財務諸表に係る事項を審議するとき、当該財務諸表に意見を付した会計監査人である当該評価委員の意見について、その公正性・客観性に疑念を持たれる可能性は否定できない。</u></p> <p><u>したがって、被監査地方独立行政法人の会計監査人である委員が、被監査地方独立行政法人に係る法第 34 条第 3 項の設立団体の長の意見聴取において、議事に加わることは、地方独立行政法人制度上も地方独立行政法人評価委員会の委員の外観的な公正性・客観性の観点において問題があると解される。</u></p> <p><u>また、被監査地方独立行政法人が、地方独立行政法人評価委員会の委員としての地位と監査契約の相手方としての地位との関係において、当該会計監査人の公正性・客観性について疑念を持つ可能性も否定できない。この場合において、被監査地方独立行政法人の監査に実際に関与する公認会計士が、地方独立行政法人評価委員会の委員に就くことは問題であると解される。なお、被監査地方独立行政法人の会計監査人たる監査法人の社員(監査に関与する社員を除く。)が、地方独立行政法人評価委員会の委員に就く場合においても、当該委員は個人の人格・識見により任命されたものではあるが、被監査地方独立行政法人が当該</u></p>	<p>前節で述べた通り、会計監査人は、被監査独立行政法人の<u>主務大臣</u>との関係においては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>会計監査人は、<u>通則法第 39 条第 1 項</u>の規定に基づき、被監査独立行政法人が主務大臣に提出する<u>財務諸表等に係る会計監査報告を作成するものとされている。</u></p> <p>ここで、主務大臣が承認するのは<u>被監査独立行政法人の長</u>がその責任において作成した<u>財務諸表等</u>であり、会計監査人の<u>作成する会計監査報告</u>自体は、直接の対象とはされていない。</p>	<p>前節で述べた通り、会計監査人は、被監査独立行政法人の<u>主務大臣及び独立行政法人評価委員会</u>との関係においては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p><u>しかしながら、会計監査人は、通則法第 38 条第 2 項</u>の規定に基づき、被監査独立行政法人が主務大臣に提出する<u>財務諸表に意見を付すもの</u>とされ、<u>主務大臣は、当該財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会に意見を聴くものとされているところである。</u></p> <p>ここで、主務大臣が承認するのは<u>被監査独立行政法人</u>がその責任において作成した<u>財務諸表</u>であり、<u>独立行政法人評価委員会も主務大臣の当該財務諸表の承認について意見を述べるものであって、</u>会計監査人の<u>付した意見</u>自体は、それらの直接の対象とはされていない。</p> <p><u>しかしながら、会計監査人による監査が公正に行われ、独立行政法人評価委員会が当該独立行政法人の業務を客観的に評価し得るものとなるためには、次のような点に留意することが必要と考えられる。</u></p> <p><u>会計監査人が、独立行政法人評価委員会の委員に就いた場合について、通則法第 38 条第 3 項による主務大臣の意見聴取に際し、独立行政法人評価委員会が当該独立行政法人の財務諸表に係る事項を審議するとき、当該財務諸表に意見を付した会計監査人である当該評価委員の意見について、その公正性・客観性に疑念を持たれる可能性は否定できない。</u></p> <p><u>したがって、被監査独立行政法人の会計監査人である委員が、被監査独立行政法人に係る通則法第 38 条第 3 項の主務大臣の意見聴取において、議事に加わることは、独立行政法人制度上も独立行政法人評価委員会の委員の外観的な公正性・客観性の観点において問題があると解される。</u></p> <p><u>また、被監査独立行政法人が、独立行政法人評価委員会の委員としての地位と監査契約の相手方としての地位との関係において、当該会計監査人の公正性・客観性について疑念を持つ可能性も否定できない。この場合において、被監査独立行政法人の監査に実際に関与する公認会計士が、独立行政法人評価委員会の委員に就くことは問題であると解される。なお、被監査独立行政法人の会計監査人たる監査法人の社員(監査に関与する社員を除く。)が、独立行政法人評価委員会の委員に就く場合においても、当該委員は個人の人格・識見により任命されたものではあるが、被監査独立行政法人が当該会計監査人の監査に対して</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p><u>が当該会計監査人の監査に対して疑念を持つことのないよう、会計監査人の側で必要な措置が講じられることが必要である。</u></p>	<p><u>会計監査人の監査に対して疑念を持つことのないよう、会計監査人の側で必要な措置が講じられることが必要である。</u></p>		<p><u>疑念を持つことのないよう、会計監査人の側で必要な措置が講じられることが必要である。</u></p>
<p>第4節 監査責任者の交替について</p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが<u>公認会計士法</u>に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である地方独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に亘って同一地方独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査は公認会計士又は監査法人により行われることから、監査責任者の交替ルールは、原則として公認会計士法が規定するルールに準拠することが適当である。</p> <p><u>なお、地方独立行政法人においては、各法人の目標期間及び計画期間は異なっていることから、監査責任者の交替のルールに際しては、これらとの関連を踏まえたものとする必要がある。</u></p> <p>具体的には、法上、中期目標期間が3年以上5年以下(公立大学法人は6年間)とされていることに鑑み、地方独立行政法人の<u>連続する5事業年度(公立大学法人においては連続する6事業年度)又は中期目標期間の全ての事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、原則として、当該地方独立行政法人の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切である</u>と考える。</p> <p><u>また、毎事業年度の年度目標が設定される申請等関係事務処理法人においても、地方独立行政法人の連続する5事業年度又は法第87条の10第1項第2号又は第87条の19第1項第2号に基づき設立団体又は関係市町村の規則で定められた期間の全ての事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から、適当と認められる期間</u></p>	<p>第4節 監査責任者の交替について</p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが定められている。<u>また、平成15年6月の公認会計士法の改正により、同様の趣旨が法定されることとなった。</u></p> <p>このような観点は、公的な主体である地方独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に亘って同一地方独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査は公認会計士又は監査法人により行われることから、監査責任者の交替ルールは、原則として<u>改正された</u>公認会計士法が規定するルールに準拠することが適当であるが、<u>他方、地方独立行政法人の基本的な制度である中期目標及び中期計画期間</u>との関連を踏まえたものとする必要がある。</p> <p>具体的には、法上、中期目標期間が3年以上5年以下(公立大学法人は6年間)とされていることに<u>かんがみ</u>、地方独立行政法人の中期目標期間の全ての事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、原則として、当該地方独立行政法人の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切であると考え</p>	<p>第4節 監査責任者の交替について</p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが<u>公認会計士法</u>に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に亘って同一独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>独立行政法人の会計監査は公認会計士又は監査法人により行われることから、監査責任者の交替ルールは、原則として公認会計士法が規定するルールに準拠することが適当である。</p> <p><u>なお、独立行政法人においては、各法人の業務の特性により、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人の三つの分類に整理されており、各法人の目標期間及び計画期間は法人の属する分類により異なっていることから、監査責任者の交替のルールに際しては、これらとの関連を踏まえたものとする必要がある。</u></p> <p>具体的には、<u>中期目標管理法人においては中期目標期間が3年以上5年以下、国立研究開発法人においては中長期目標期間が5年以上7年以下とされていることに鑑み、中期目標管理法人においては連続する5事業年度又は中期目標期間の全ての事業年度、国立研究開発法人においては連続する7事業年度又は中長期目標期間</u>の全ての事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、原則として、当該独立行政法人の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切であると考え</p> <p><u>また、毎事業年度の年度目標が設定される行政執行法人においても、独立行政法人の連続する5事業年度又は通則法第35条の11第2項に基づき主務省令で定められた期間の全ての事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から、適当と認められる期間は、原則として、当該独立行政法人の会計監査における監査責任者とな</u></p>	<p>第4節 監査責任者の交替について</p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが定められている。<u>また、平成15年6月の公認会計士法の改正により、同様の趣旨が法定されることとなった。</u></p> <p>このような観点は、公的な主体である独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に亘って同一独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>独立行政法人の会計監査は公認会計士又は監査法人により行われることから、監査責任者の交替ルールは、原則として<u>改正された</u>公認会計士法が規定するルールに準拠することが適当であるが、<u>他方、独立行政法人の基本的な制度である中期目標及び中期計画期間との関連を踏まえたものとする必要がある。</u></p> <p>具体的には、<u>通則法上、中期目標期間が3年以上5年以下とされていることにかんがみ、独立行政法人の連続する5事業年度又は中期目標期間</u>の全ての事業年度において会計監査における監査責任者となった者は、その後、会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、原則として、当該独立行政法人の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切であると考え</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p><u>は、原則として、当該地方独立行政法人の会計監査における監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切であると考え。</u></p>		<p><u>ることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切であると考え。</u></p>	
<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</p> <p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) 会計監査人と被監査地方独立行政法人との関係について</p> <p>会計監査人は、法第36条の規定により設立団体の長に選任され、被監査地方独立行政法人と会計監査契約を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施するものである。会計監査人が被監査地方独立行政法人と会計監査契約を締結する際、当該被監査地方独立行政法人の機関で会計監査人の相手方となる者は、当該被監査地方独立行政法人の代表機関であり、通常は<u>理事長</u>である。</p> <p>また、被監査地方独立行政法人の監査における会計監査人と監事の各々の監査業務を円滑に遂行する観点から、<u>理事長</u>は、当該会計監査契約を締結しようとするときは、監事の意見を聴くことが必要である。</p> <p>地方独立行政法人の財務諸表等の作成の最終的な責任と権限は、当該地方独立行政法人の<u>理事長</u>に属するものである。したがって、被監査地方独立行政法人において、会計監査人が監査報告書等を提出する相手方は、当該地方独立行政法人の<u>理事長</u>である。</p> <p>また、会計監査人との連携の確保による監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、監査報告書等を<u>理事長</u>に提出する際には、当該監査報告書等を監事に対しても提出すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>(2) 会計監査人と監事の関係について</p> <p>地方独立行政法人の監事については、法第13条第4項に地方独立行政法人の業務を監査する旨定められている。一方、会計監査人については、<u>法第35条第1項</u>に地方独立行政法人の財務諸表等を監査する旨定められている。</p> <p>この<u>法第13条第4項</u>に定める監事の職務及び権限は、地方独立行政法人の財務諸表等の監査を包含するものであり、その監査の対象の範囲は、当該地方独立行政法人が、<u>法第35条第1項</u>に基づく会計監査人の監査を受けるか否かにより変化するものではない。</p> <p>したがって、当該地方独立行政法人が<u>法第35条第1項</u>に基づく会計監査人の監査を受ける場合であっても、監事は、会計監査人が監査を行う前述の財務諸表等について</p>	<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</p> <p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) 会計監査人と被監査地方独立行政法人との関係について</p> <p>会計監査人は、法第36条の規定により設立団体の長に選任され、被監査地方独立行政法人と会計監査契約を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施するものである。会計監査人が被監査地方独立行政法人と会計監査契約を締結する際、当該被監査地方独立行政法人の機関で会計監査人の相手方となる者は、当該被監査地方独立行政法人の代表機関であり、通常は<u>地方独立行政法人の長</u>である。</p> <p>また、被監査地方独立行政法人の監査における会計監査人と監事の各々の監査業務を円滑に遂行する観点から、<u>地方独立行政法人の長</u>は、当該会計監査契約を締結しようとするときは、監事の意見を聴くことが必要である。</p> <p>地方独立行政法人の財務諸表等の作成の最終的な責任と権限は、当該地方独立行政法人の<u>長</u>に属するものである。したがって、被監査地方独立行政法人において、会計監査人が監査報告書等を提出する相手方は、当該地方独立行政法人の<u>長</u>である。</p> <p>また、会計監査人との連携の確保による監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、監査報告書等を<u>地方独立行政法人の長</u>に提出する際には、当該監査報告書等を監事に対しても提出すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>(2) 会計監査人と監事の関係について</p> <p>地方独立行政法人の監事については、法第13条第4項に地方独立行政法人の業務を監査する旨定められている。一方、会計監査人については、<u>同法第35条</u>に地方独立行政法人の財務諸表等を監査する旨定められている。</p> <p>この<u>同法第13条第4項</u>に定める監事の職務及び権限は、地方独立行政法人の財務諸表等の監査を包含するものであり、その監査の対象の範囲は、当該地方独立行政法人が、<u>同法第35条</u>に基づく会計監査人の監査を受けるか否かにより変化するものではない。</p> <p>したがって、当該地方独立行政法人が<u>同法第35条</u>に基づく会計監査人の監査を受ける場合であっても、監事は、会計監査人が監査を行う前述の財務諸表等について</p>	<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</p> <p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) 会計監査人と被監査独立行政法人との関係について</p> <p>会計監査人は、通則法第40条の規定により主務大臣に選任され、被監査独立行政法人と会計監査契約を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施するものである。会計監査人が被監査独立行政法人と会計監査契約を締結する際、当該被監査独立行政法人の機関で会計監査人の相手方となる者は、当該被監査独立行政法人の代表機関であり、通常は独立行政法人の長である。</p> <p>また、中央省庁等改革の推進に関する方針Ⅲ18.(2)の趣旨を踏まえ、被監査独立行政法人の監査における会計監査人と監事の各々の監査業務を円滑に遂行する観点から、独立行政法人の長は、当該会計監査契約を締結しようとするときは、監事の意見を聴くことが必要である。</p> <p>独立行政法人の財務諸表等の作成の最終的な責任と権限は、当該独立行政法人の長に属するものである。したがって、被監査独立行政法人において、会計監査人が監査報告書等を提出する相手方は、当該独立行政法人の長である。</p> <p>また、会計監査人との連携の確保による監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、監査報告書等を独立行政法人の長に提出する際には、当該監査報告書等を監事に対しても提出すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>(2) 会計監査人と監事の関係について</p> <p>独立行政法人の監事については、通則法第19条第4項に独立行政法人の業務を監査する旨定められている。一方、会計監査人については、<u>同法第39条第1項</u>に独立行政法人の財務諸表等を監査する旨定められている。</p> <p>この同法第19条第4項に定める監事の職務及び権限は、独立行政法人の財務諸表等の監査を包含するものであり、その監査の対象の範囲は、当該独立行政法人が、<u>同法第39条第1項</u>に基づく会計監査人の監査を受けるか否かにより変化するものではない。</p> <p>したがって、当該独立行政法人が<u>同法第39条第1項</u>に基づく会計監査人の監査を受ける場合であっても、監事は、会計監査人が監査を行う前述の財務諸表等について</p>	<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</p> <p>第1節 会計監査人の職務</p> <p>(1) 会計監査人と被監査独立行政法人との関係について</p> <p>会計監査人は、通則法第40条の規定により主務大臣に選任され、被監査独立行政法人と会計監査契約を締結し、当該会計監査契約に基づき監査を実施するものである。会計監査人が被監査独立行政法人と会計監査契約を締結する際、当該被監査独立行政法人の機関で会計監査人の相手方となる者は、当該被監査独立行政法人の代表機関であり、通常は独立行政法人の長である。</p> <p>また、中央省庁等改革の推進に関する方針Ⅲ18.(2)の趣旨を踏まえ、被監査独立行政法人の監査における会計監査人と監事の各々の監査業務を円滑に遂行する観点から、独立行政法人の長は、当該会計監査契約を締結しようとするときは、監事の意見を聴くことが必要である。</p> <p>独立行政法人の財務諸表等の作成の最終的な責任と権限は、当該独立行政法人の長に属するものである。したがって、被監査独立行政法人において、会計監査人が監査報告書等を提出する相手方は、当該独立行政法人の長である。</p> <p>また、会計監査人との連携の確保による監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、監査報告書等を独立行政法人の長に提出する際には、当該監査報告書等を監事に対しても提出すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>(2) 会計監査人と監事の関係について</p> <p>独立行政法人の監事については、通則法第19条第4項に独立行政法人の業務を監査する旨定められている。一方、会計監査人については、<u>同法第39条</u>に独立行政法人の財務諸表等を監査する旨定められている。</p> <p>この同法第19条第4項に定める監事の職務及び権限は、独立行政法人の財務諸表等の監査を包含するものであり、その監査の対象の範囲は、当該独立行政法人が、<u>同法第39条</u>に基づく会計監査人の監査を受けるか否かにより変化するものではない。</p> <p>したがって、当該独立行政法人が<u>同法第39条</u>に基づく会計監査人の監査を受ける場合であっても、監事は、会計監査人が監査を行う前述の財務諸表等について</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>も、会計監査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、<u>法第 34 条第 2 項（法第 87 条の 12 第 1 項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は第 87 条の 20 第 4 項。以下同じ。）</u>の規定に基づき、当該地方独立行政法人が、事業年度の終了後に当該財務諸表を設立団体の長に提出するときは、<u>会計監査人が作成する会計監査報告</u>と併せて自らの監査報告を作成するものとされており、この場合において会計監査人の監査と監事の監査が併存するものと解される。</p> <p>ただし、監事は、財務諸表等の監査においては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、当該会計監査人の監査の結果を利用し自らの意見を述べる<u>ことができる。なお、会計監査人は、監事が会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を適切に判断できるよう、会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項を監事に対して通知することが必要である。</u></p> <p><u>また、監事と会計監査人との連携を強化し、監事機能の実効性を向上させ、監事が行う監査の質の向上を図るため、法第 35 条の 2 第 1 項において会計監査人の監事への報告義務が規定され、同条第 2 項において監事の会計監査人に対する報告徴収権が規定されている。</u></p> <p>(3) 会計監査人と<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>との関係について</p> <p>会計監査人と<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>との関係について、会計監査人は、法第 36 条の規定に基づき、設立団体の長に選任されるものであるが、いわゆる上級庁一下級庁の関係に立つものではなく、<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政</u></p>	<p>計監査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、<u>同法第 34 条第 2 項</u>の規定に基づき、当該地方独立行政法人が、事業年度の終了後に当該財務諸表を設立団体の長に提出するときは、<u>会計監査人の意見</u>と併せて自らの監査意見を付すものとされており、この場合において会計監査人の監査と監事の監査が併存するものと解される。</p> <p>ただし、監事は、財務諸表等の監査においては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、当該会計監査人の監査の結果を利用し自らの意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p><u>このため、前述の会計監査契約の締結に当たっては、監事の会計監査人に対する、会計監査人が作成した監査報告書についての説明要求、会計監査人の監査に関する報告聴取に係る権限が明確に定められることが必要である。</u></p> <p>(3) 会計監査人と<u>設立団体の長等</u>との関係について</p> <p>会計監査人と<u>設立団体の長等</u>との関係について、会計監査人は、法第 36 条の規定に基づき、設立団体の長に選任されるものであるが、いわゆる上級庁一下級庁の関係に立つものではなく、<u>設立団体の長等</u>は、会計監査人に対して報告を要求する権限を有してはいない。</p>	<p>も、会計監査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、当該独立行政法人が、事業年度の終了後に当該財務諸表を主務大臣に提出するときは、<u>会計監査人が作成する会計監査報告</u>と併せて自らの監査報告を作成するものとされており、この場合において会計監査人の監査と監事の監査が併存するものと解される。</p> <p>ただし、監事は、財務諸表等の監査においては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、当該会計監査人の監査の結果を利用し自らの意見を述べる<u>ことができる。なお、会計監査人は、監事が会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を適切に判断できるよう、会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項を監事に対して通知することが必要である。</u></p> <p><u>また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）では、独立行政法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入する観点から「監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めている。その中では、監事と会計監査人との連携を強化し、監事機能の実効性を向上させ、監事が行う監査の質の向上を図ることとしている。これを受けて通則法第 39 条の 2 第 1 項において会計監査人の監事への報告義務が規定され、同条第 2 項において監事の会計監査人に対する報告徴収権が規定されている。</u></p> <p>(3) 会計監査人と<u>主務大臣</u>との関係について</p> <p>会計監査人と主務大臣との関係について、会計監査人は、通則法第 40 条の規定に基づき、主務大臣に選任されるものであるが、いわゆる上級庁一下級庁の関係に立つものではなく、<u>主務大臣</u>は、会計監査人に対して報告を要求する権限を有してはいない。</p>	<p>査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、当該独立行政法人が、事業年度の終了後に当該財務諸表を主務大臣に提出するときは、<u>会計監査人の意見</u>と併せて自らの監査意見を付すものとされており、この場合において会計監査人の監査と監事の監査が併存するものと解される。</p> <p>ただし、監事は、財務諸表等の監査においては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、当該会計監査人の監査の結果を利用し自らの意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p><u>このため、前述の会計監査契約の締結に当たっては、監事の会計監査人に対する、会計監査人が作成した監査報告書についての説明要求、会計監査人の監査に関する報告聴取に係る権限が明確に定められることが必要である。</u></p> <p>(3) 会計監査人と<u>主務大臣等</u>との関係について</p> <p>会計監査人と主務大臣、<u>主務省に置かれる独立行政法人評価委員会及び総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「主務大臣等」という。）</u>との関係について、会計監査人は、通則法第 40 条の規定に基づき、主務大臣に選任されるものであるが、いわゆる上級庁一下級庁の関係に立つものではなく、<u>主務大臣等</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p><u>人評価委員会</u>は、会計監査人に対して報告を要求する権限を有してはいない。</p> <p>この場合、会計監査人が業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>に提供することについて、公認会計士の守秘義務を定めた公認会計士法第 27 条の正当な理由に該当するかどうか問題となる。正当な理由に該当するかどうかの判断は、情報提供により失われる当該法人の利益と、<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>に情報が提供されることにより得られる利益を比較衡量すべきものと解されている。この点については、</p> <p>① 株式会社の場合、原則として定時総会で財務諸表の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき定時総会の決議があったときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。地方独立行政法人においても、設立団体の長から財務諸表の承認を受けることとされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、地方独立行政法人では設立団体の長が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解すべきである。</p> <p>② 地方独立行政法人制度は、法人に対する地方公共団体の事前関与を最小限にする一方、<u>設立団体の長</u>による事後チェックが極めて重要なものと位置付けられている。また、地方独立行政法人はいわゆる公法人であり、その情報を外部へ開示する必要性が民間と比べて高い。</p> <p>したがって、会計監査人が<u>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</u>に対して情報を提供することにつき正当な理由があると考えられる範囲は、財務諸表の承認にとどまらず、法令の規定による事後チェック等のために必要なことにも及ぶと解することが適当である。</p> <p>以上を踏まえると、会計監査人は、業務上知り得た</p>	<p>この場合、会計監査人が業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を<u>設立団体の長等</u>に提供することについて、公認会計士の守秘義務を定めた公認会計士法第 27 条の正当な理由に該当するかどうか問題となる。正当な理由に該当するかどうかの判断は、情報提供により失われる当該法人の利益と、<u>設立団体の長等</u>に情報が提供されることにより得られる利益を比較衡量すべきものと解されている。この点については、</p> <p>① 株式会社の場合、原則として定時総会で財務諸表の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき定時総会の決議があったときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。地方独立行政法人においても、<u>設立団体の長</u>から財務諸表の承認を受けることとされており、<u>その際に設立団体の長は地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている</u>。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、地方独立行政法人では設立団体の長が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が<u>設立団体の長等</u>に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解すべきである。</p> <p>② 地方独立行政法人制度は、法人に対する地方公共団体の事前関与を最小限にする一方、<u>地方独立行政法人評価委員会</u>による事後チェックが極めて重要なものと位置付けられている。また、地方独立行政法人はいわゆる公法人であり、その情報を外部へ開示する必要性が民間と比べて高い。</p> <p>したがって、会計監査人が<u>設立団体の長等</u>に対して情報を提供することにつき正当な理由があると考えられる範囲は、財務諸表の承認にとどまらず、法令の規定による事後チェック等のために必要なことにも及ぶと解することが適当である。</p> <p>以上を踏まえると、会計監査人は、業務上知り得た被</p>	<p>この場合、会計監査人が業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を<u>主務大臣</u>に提供することについて、公認会計士の守秘義務を定めた公認会計士法第 27 条の正当な理由に該当するかどうか問題となる。正当な理由に該当するかどうかの判断は、情報提供により失われる当該法人の利益と、<u>主務大臣</u>に情報が提供されることにより得られる利益を比較衡量すべきものと解されている。この点については、</p> <p>① 株式会社の場合、原則として定時総会で財務諸表の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき定時総会の決議があったときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。独立行政法人においても、主務大臣から財務諸表の承認を受けることとされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、独立行政法人では主務大臣が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が主務大臣に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解すべきである。</p> <p>② 独立行政法人制度は、法人に対する国の事前関与を最小限にする一方、<u>主務大臣</u>による事後チェックが極めて重要なものと位置付けられている。また、独立行政法人はいわゆる公法人であり、その情報を外部へ開示する必要性が民間と比べて高い。</p> <p>したがって、会計監査人が<u>主務大臣</u>に対して情報を提供することにつき正当な理由があると考えられる範囲は、財務諸表の承認にとどまらず、法令の規定による事後チェック等のために必要なことにも及ぶと解することが適当である。</p> <p>以上を踏まえると、会計監査人は、業務上知り得た</p>	<p>は、会計監査人に対して報告を要求する権限を有してはいない。</p> <p>この場合、会計監査人が業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を<u>主務大臣等</u>に提供することについて、公認会計士の守秘義務を定めた公認会計士法第 27 条の正当な理由に該当するかどうか問題となる。正当な理由に該当するかどうかの判断は、情報提供により失われる当該法人の利益と、<u>主務大臣等</u>に情報が提供されることにより得られる利益を比較衡量すべきものと解されている。この点については、</p> <p>① 株式会社の場合、原則として定時総会で財務諸表の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき定時総会の決議があったときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。独立行政法人においても、主務大臣から財務諸表の承認を受けることとされており、<u>その際に主務大臣は独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている</u>。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、独立行政法人では主務大臣が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が主務大臣等に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解すべきである。</p> <p>② 独立行政法人制度は、法人に対する国の事前関与を最小限にする一方、<u>各府省に置かれる独立行政法人評価委員会及び総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会</u>による事後チェックが極めて重要なものと位置付けられている。また、独立行政法人はいわゆる公法人であり、その情報を外部へ開示する必要性が民間と比べて高い。</p> <p>したがって、会計監査人が<u>主務大臣等</u>に対して情報を提供することにつき正当な理由があると考えられる範囲は、財務諸表の承認にとどまらず、法令の規定による事後チェック等のために必要なことにも及ぶと解することが適当である。</p> <p>以上を踏まえると、会計監査人は、業務上知り得た被</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>被監査地方独立行政法人の情報について、財務諸表の承認や業務実績に対する事後評価等に関し<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>に情報提供を行うことができることとすることが適切である。</p> <p>ただし、地方独立行政法人制度上、法人に対する地方公共団体の事前関与は最小限とされており、<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>への報告事項も法令に限定されていることから、<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>が情報提供を求めるのは、法令に規定された権限の行使に関連した事項に限るべきである。<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>が会計監査人に対し情報提供を求める際は、その情報が、どういう権限の行使のために必要と考えられるかに関し法令上の根拠を示す必要がある。</p> <p>地方独立行政法人制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において予め合意しておく必要がある。具体的には、<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において設立団体の長に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>に対し業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>他方、会計監査人は、<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>が法令上規定する権限の行使に伴い必要とされる場合には、<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>に対して適時かつ適切に情報の提供を行うことが期待される。</p> <p>なお、会計監査人が被監査地方独立行政法人の同意を得て、業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を提供した場合であっても、会計監査人が当該行為により第三者に損害を与えた場合は、被監査地方独立行政法人の同意を得ていることをもって、会計監査人</p>	<p>監査地方独立行政法人の情報について、財務諸表の承認や業務実績に対する事後評価等に関し<u>設立団体の長等</u>に情報提供を行うことができることとすることが適切である。</p> <p>ただし、地方独立行政法人制度上、法人に対する地方公共団体の事前関与は最小限とされており、<u>設立団体の長等</u>への報告事項も法令に限定されていることから、<u>設立団体の長等</u>が情報提供を求めるのは、法令に規定された権限の行使に関連した事項に限るべきである。<u>設立団体の長等</u>が会計監査人に対し情報提供を求める際は、その情報が、どういう権限の行使のために必要と考えられるかに関し法令上の根拠を示す必要がある。</p> <p>地方独立行政法人制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において予め合意しておく必要がある。具体的には、<u>設立団体の長等</u>から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において設立団体の長に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が<u>設立団体の長等</u>に対し業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>他方、会計監査人は、<u>設立団体の長等</u>が法令上規定する権限の行使に伴い必要とされる場合には、<u>設立団体の長等</u>に対して適時かつ適切に情報の提供を行うことが期待される。</p> <p>なお、会計監査人が被監査地方独立行政法人の同意を得て、業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を提供した場合であっても、会計監査人が当該行為により第三者に損害を与えた場合は、被監査地方独立行政法人の同意を得ていることをもって、</p>	<p>被監査独立行政法人の情報について、財務諸表の承認や業務実績に対する事後評価等に関し<u>主務大臣</u>に情報提供を行うことができることとすることが適切である。</p> <p>ただし、独立行政法人制度上、法人に対する国の事前関与は最小限とされており、<u>主務大臣</u>への報告事項も法令に限定されていることから、<u>主務大臣</u>が情報提供を求めるのは、法令に規定された権限の行使に関連した事項に限るべきである。<u>主務大臣</u>が会計監査人に対し情報提供を求める際は、その情報が、どういう権限の行使のために必要と考えられるかに関し法令上の根拠を示す必要がある。</p> <p>独立行政法人制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において予め合意しておく必要がある。具体的には、<u>主務大臣</u>から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において主務大臣に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が<u>主務大臣</u>に対し業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>他方、会計監査人は、<u>主務大臣</u>が法令上規定する権限の行使に伴い必要とされる場合には、<u>主務大臣</u>に対して適時かつ適切に情報の提供を行うことが期待される。</p> <p>なお、会計監査人が被監査独立行政法人の同意を得て、業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供した場合であっても、会計監査人が当該行為により第三者に損害を与えた場合は、被監査独立行政法人の同意を得ていることをもって、会計監査人は、</p>	<p>監査独立行政法人の情報について、財務諸表の承認や業務実績に対する事後評価等に関し<u>主務大臣等</u>に情報提供を行うことができることとすることが適切である。</p> <p>ただし、独立行政法人制度上、法人に対する国の事前関与は最小限とされており、<u>主務大臣等</u>への報告事項も法令に限定されていることから、<u>主務大臣等</u>が情報提供を求めるのは、法令に規定された権限の行使に関連した事項に限るべきである。<u>主務大臣等</u>が会計監査人に対し情報提供を求める際は、その情報が、どういう権限の行使のために必要と考えられるかに関し法令上の根拠を示す必要がある。</p> <p>独立行政法人制度においては、会社法第398条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において予め合意しておく必要がある。具体的には、<u>主務大臣等</u>から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において主務大臣に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が<u>主務大臣等</u>に対し業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>他方、会計監査人は、<u>主務大臣等</u>が法令上規定する権限の行使に伴い必要とされる場合には、<u>主務大臣等</u>に対して適時かつ適切に情報の提供を行うことが期待される。</p> <p>なお、会計監査人が被監査独立行政法人の同意を得て、業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供した場合であっても、会計監査人が当該行為により第三者に損害を与えた場合は、被監査独立行政法人の同意を得ていることをもって、会計監査人は、当該第三</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>は、当該第三者に対する不法行為責任等を当然に免れるものではない。</p>	<p>会計監査人は、当該第三者に対する不法行為責任等を当然に免れるものではない。</p>	<p>当該第三者に対する不法行為責任等を当然に免れるものではない。</p>	<p>者に対する不法行為責任等を当然に免れるものではない。</p>
<p>第2節 会計監査人の権限</p> <p>地方独立行政法人の会計監査人の権限については、<u>法第35条第2項及び第3項において</u>、会計監査人は、いつでも、地方独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、<u>特定関連会社及び関連会社の監査</u>は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、<u>理事長は、法第35条第3項を踏まえ</u>、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、<u>同様の趣旨から、理事長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである</u>。なお、<u>法第35条第4項の規定に基づく場合を除き</u>、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、<u>理事長</u>にある。</p> <p>会計監査人と地方独立行政法人との間で締結される会計監査契約においては、<u>これらの規定等を踏まえて</u>、会計監査人の権限及び<u>理事長</u>の責任の範囲が明確に定められることが必要である。</p>	<p>第2節 会計監査人の権限</p> <p>地方独立行政法人の会計監査人の権限に<u>関する法令上の具体的な定めはない</u>。 <u>地方独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するためには</u>、会計監査人は、<u>何時</u>でも、地方独立行政法人の会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は長その他の役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めることができることとすべきである。また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、<u>地方独立行政法人の長</u>は特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置すべきである。なお、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための合理的基礎が得られない場合の責任は、<u>地方独立行政法人の長</u>にある。</p> <p><u>上記の目的を達成するために</u>、会計監査人と地方独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、会計監査人の権限及び<u>地方独立行政法人の長</u>の責任の範囲が明確に定められることが必要である。</p>	<p>第2節 会計監査人の権限</p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限については、<u>通則法第39条第2項及び第3項において</u>、会計監査人は、いつでも、独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、<u>特定関連会社及び関連会社の監査</u>は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は、<u>通則法第39条第3項を踏まえ</u>、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、<u>同様の趣旨から、独立行政法人の長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである</u>。なお、<u>通則法第39条第4項の規定に基づく場合を除き</u>、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p>会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約においては、<u>これらの規定等を踏まえて</u>、会計監査人の権限及び独立行政法人の長の責任の範囲が明確に定められることが必要である。</p>	<p>第2節 会計監査人の権限</p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限に<u>関する法令上の具体的な定めはない</u>。 <u>独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するためには</u>、<u>中央省庁等改革の推進に関する方針Ⅲ18.(3)に記載されたように</u>、「<u>会計監査人は、何時</u>でも、独立行政法人の会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は長その他の役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる」とすべきである。また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置すべきである。なお、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための合理的基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p><u>上記の目的を達成するために</u>、会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、会計監査人の権限及び独立行政法人の長の責任の範囲が明確に定められることが必要である。</p>
<p>第3節 会計監査人の義務</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するために、本報告書第6章の記載中、会計監査人の義務に相当する内容については、<u>法律で定められた事項も含め</u>、会計監査人と地方独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、会計監査人の義務の範囲として明確に定められることが必要である。</p> <p><u>地方独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等の適正性の証明等を目的として会計監査を行うものであるが、会計監査の過程において会計処理と結びついた違法行為を知ることがあり得る</u>。そのため、<u>法第35条の2の規定により、役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監事に報告しなければならない</u>。また、会計監査人は、財務諸表等に重要な影響を与えない不正及び誤謬並びに</p>	<p>第3節 会計監査人の義務</p> <p><u>地方独立行政法人の会計監査人の義務に関する法令上の具体的な定めはない</u>。 地方独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するために、本報告書第6章の記載中、会計監査人の義務に相当する内容については、<u>法律で定められた事項も含め</u>、会計監査人と地方独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、会計監査人の義務の範囲として明確に定められることが必要である。</p> <p>また、会計監査人は、財務諸表等に重要な影響を与えない不正及び誤謬並びに</p>	<p>第3節 会計監査人の義務</p> <p>独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するために、本報告書第6章の記載中、会計監査人の義務に相当する内容については、<u>法律で定められた事項も含め</u>、会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、会計監査人の義務の範囲として明確に定められることが必要である。</p> <p><u>独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等の適正性の証明等を目的として会計監査を行うものであるが、会計監査の過程において会計処理と結びついた違法行為を知ることがあり得る</u>。そのため、<u>通則法第39条の2の規定により、役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監事に報告しなければならない</u>。また、会計監査人は、財務諸表等に重要な影響を与えない不正及び誤謬並びに</p>	<p>第3節 会計監査人の義務</p> <p><u>独立行政法人の会計監査人の義務に関する法令上の具体的な定めはない</u>。 独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するために、本報告書第6章の記載中、会計監査人の義務に相当する内容については、<u>法律で定められた事項も含め</u>、会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、会計監査人の義務の範囲として明確に定められることが必要である。</p> <p>また、会計監査人は、財務諸表等に重要な影響を与えない不正及び誤謬並びに</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>違法行為について積極的にその発見に努める義務を負うものではないが、その権限を行使し会計監査を行う過程で当該事実を発見した場合は、地方独立行政法人の公共的性格に<u>鑑み</u>当該事実を被監査地方独立行政法人の<u>理事長</u>に報告することを要する。なお、被監査地方独立行政法人の<u>理事長</u>は、会計監査人から当該事実の報告を受けた場合は、適切な是正措置を講じるべきである。</p> <p>さらに、監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、当該事実を被監査地方独立行政法人の<u>理事長</u>に報告したときは、被監査地方独立行政法人の監事に対しても、当該事実を報告すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>なお、公認会計士法に定めのある公認会計士及び監査法人の義務は、それぞれ会計監査人である公認会計士及び監査法人に適用されることは当然である。</p>	<p>い不正及び誤謬並びに違法行為について積極的にその発見に努める義務を負うものではないが、その権限を行使し会計監査を行う過程で当該事実を発見した場合は、地方独立行政法人の公共的性格に<u>かんがみ</u>当該事実を被監査地方独立行政法人の<u>長</u>に報告することを要する。なお、被監査地方独立行政法人の<u>長</u>は、会計監査人から当該事実の報告を受けた場合は、適切な是正措置を講じるべきである。</p> <p>さらに、監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、当該事実を被監査地方独立行政法人の<u>長</u>に報告したときは、被監査地方独立行政法人の監事に対しても、当該事実を報告すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>なお、公認会計士法に定めのある公認会計士及び監査法人の義務は、それぞれ会計監査人である公認会計士及び監査法人に適用されることは当然である。</p>	<p>違法行為について積極的にその発見に努める義務を負うものではないが、その権限を行使し会計監査を行う過程で当該事実を発見した場合は、独立行政法人の公共的性格に<u>鑑み</u>当該事実を被監査独立行政法人の長に報告することを要する。なお、被監査独立行政法人の長は、会計監査人から当該事実の報告を受けた場合は、適切な是正措置を講じるべきである。</p> <p>さらに、監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、当該事実を被監査独立行政法人の長に報告したときは、被監査独立行政法人の監事に対しても、当該事実を報告すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>なお、公認会計士法に定めのある公認会計士及び監査法人の義務は、それぞれ会計監査人である公認会計士及び監査法人に適用されることは当然である。</p>	<p>い不正及び誤謬並びに違法行為について積極的にその発見に努める義務を負うものではないが、その権限を行使し会計監査を行う過程で当該事実を発見した場合は、独立行政法人の公共的性格に<u>かんがみ</u>当該事実を被監査独立行政法人の長に報告することを要する。なお、被監査独立行政法人の長は、会計監査人から当該事実の報告を受けた場合は、適切な是正措置を講じるべきである。</p> <p>さらに、監事の職務遂行の効率化の観点から、会計監査人は、当該事実を被監査独立行政法人の長に報告したときは、被監査独立行政法人の監事に対しても、当該事実を報告すべき旨が当該会計監査契約に定められることが必要である。</p> <p>なお、公認会計士法に定めのある公認会計士及び監査法人の義務は、それぞれ会計監査人である公認会計士及び監査法人に適用されることは当然である。</p>
<p>第4節 会計監査人の責任</p> <p>地方独立行政法人の会計監査人は、<u>法第19条の2において、任務懈怠により地方独立行政法人に損害を与えた場合の損害賠償責任を負うものとされている。(平成32年4月1日施行)</u></p> <p><u>また</u>、会計監査人と被監査地方独立行政法人とは、準委任の関係に立ち、会計監査人は、善良なる管理者の地位をもって職務を行う義務を負うことから、会計監査人が、当該義務に違反した場合には、被監査地方独立行政法人に対して債務不履行の責任を負うことになる。ただし、会計監査人の責に帰すべき事由がなければ、その限りではない。</p>	<p>第4節 会計監査人の責任</p> <p>地方独立行政法人の会計監査人の責任については、<u>法令上、会計監査人に特別の責任を課す定めはない。したがって、民事責任について、</u>会計監査人と被監査地方独立行政法人とは、準委任の関係に立ち、会計監査人は、善良なる管理者の地位をもって職務を行う義務を負うことから、会計監査人が、当該義務に違反した場合には、被監査地方独立行政法人に対して債務不履行の責任を負うことになる。ただし、会計監査人の責に帰すべき事由がなければ、その限りではない。</p>	<p>第4節 会計監査人の責任</p> <p>独立行政法人の会計監査人は、<u>通則法第25条の2において、任務懈怠により独立行政法人に損害を与えた場合の損害賠償責任を負うものとされている。</u></p> <p><u>また</u>、会計監査人と被監査独立行政法人とは、準委任の関係に立ち、会計監査人は、善良なる管理者の地位をもって職務を行う義務を負うことから、会計監査人が、当該義務に違反した場合には、被監査独立行政法人に対して債務不履行の責任を負うことになる。ただし、会計監査人の責に帰すべき事由がなければ、その限りではない。</p>	<p>第4節 会計監査人の責任</p> <p>独立行政法人の会計監査人の責任については、<u>法令上、会計監査人に特別の責任を課す定めはない。</u></p> <p><u>したがって、民事責任について、</u>会計監査人と被監査独立行政法人とは、準委任の関係に立ち、会計監査人は、善良なる管理者の地位をもって職務を行う義務を負うことから、会計監査人が、当該義務に違反した場合には、被監査独立行政法人に対して債務不履行の責任を負うことになる。ただし、会計監査人の責に帰すべき事由がなければ、その限りではない。</p>
<p>第6章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第1節 基本的な考え方</p> <p>法第35条に定める地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査の基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要な社会基盤である。また、法第35条に定める会計監査人の監査は、公共的な事務・事業を行う機関に対する法定監査として独立行政法人と並んで導入されたものであり、これらの諸点を勘案するならば、監査の基準の必要性が強く認識されなければならない。</p> <p>監査の基準の作成に当たっては、監査実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められた</p>	<p>第6章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第1節 基本的な考え方</p> <p>法第35条に定める地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査の基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要な社会基盤である。また、法第35条に定める会計監査人の監査は、公共的な事務・事業を行う機関に対する法定監査として独立行政法人と並んで導入されるものであり、これらの諸点を勘案するならば、監査の基準の必要性が強く認識されなければならない。</p> <p>監査の基準の作成に当たっては、監査実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められた</p>	<p>第6章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第1節 基本的な考え方</p> <p>通則法第39条に定める独立行政法人に対する会計監査人の監査は、法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査の基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要な社会基盤である。また、通則法第39条に定める会計監査人の監査は、公共的な事務・事業を行う機関に対する法定監査として初めて導入されたものである。これらの諸点を勘案するならば、監査の基準の必要性が強く認識されなければならない。</p> <p>監査の基準の作成に当たっては、監査実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められた</p>	<p>第6章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第1節 基本的な考え方</p> <p>通則法第39条に定める独立行政法人に対する会計監査人の監査は、法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査の基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための重要な社会基盤である。また、通則法第39条に定める会計監査人の監査は、公共的な事務・事業を行う機関に対する法定監査として初めて導入されるものである。これらの諸点を勘案するならば、監査の基準の必要性が強く認識されなければならない。</p> <p>監査の基準の作成に当たっては、監査実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められた</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>ところを帰納要約すべきと考えるが、公会計監査に関する蓄積の乏しい現状においては、監査の基準の作成に関して独立行政法人を始めとする公的部門の監査実務に依拠することは現実的ではない。そこで、会計監査に係る蓄積が豊富な企業会計の監査基準を参考に、地方独立行政法人の公共的性格を勘案して、演繹的に地方独立行政法人の監査基準を策定することが適切であるという認識に立つものである。</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、法第 35 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が地方独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p>地方独立行政法人の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</p>	<p>ところを帰納要約すべきと考えるが、公会計監査に関する蓄積の乏しい現状においては、<u>今回の</u>監査の基準の作成に関して独立行政法人を始めとする公的部門の監査実務に依拠することは現実的ではない。そこで、会計監査に係る蓄積が豊富な企業会計の監査基準を参考に、地方独立行政法人の公共的性格を勘案して、演繹的に地方独立行政法人の監査基準を策定することが適切であるという認識に立つものである。</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、法第 35 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が地方独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p>地方独立行政法人の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</p>	<p>ところを帰納要約すべきと考えるが、公会計監査に関する蓄積の乏しい現状においては、監査の基準の作成に関して独立行政法人を始めとする公的部門の監査実務に依拠することは現実的ではない。そこで、会計監査に係る蓄積が豊富な企業会計の監査基準を参考に、独立行政法人の公共的性格を勘案して、演繹的に独立行政法人の監査基準を策定することが適切であるという認識に立つものである。</p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、通則法第 39 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p>独立行政法人の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</p>	<p>ところを帰納要約すべきと考えるが、公会計監査に関する蓄積の乏しい現状においては、<u>今回の</u>監査の基準の作成に関して独立行政法人を始めとする公的部門の監査実務に依拠することは現実的ではない。そこで、会計監査に係る蓄積が豊富な企業会計の監査基準を参考に、独立行政法人の公共的性格を勘案して、演繹的に独立行政法人の監査基準を策定することが適切であるという認識に立つものである。</p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、通則法第 39 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p>独立行政法人の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</p>
<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 法第 35 条に定める会計監査人の監査の目的は、<u>理事長</u>が法及び一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 財務諸表等の表示が適正である旨の会計監査人の意見は、財務諸表等には、全体として重要な虚偽の表示がないということ及び財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることについて、合理的な保証を得たとの会計監査人の判断を含んでいる。</p>	<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 法第 35 条に定める会計監査人の監査の目的は、<u>地方独立行政法人</u>が法及び一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 財務諸表等の表示が適正である旨の会計監査人の意見は、財務諸表等には、全体として重要な虚偽の表示がないということ及び財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることについて、合理的な保証を得たとの会計監査人の判断を含んでいる。</p>	<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 通則法第 39 条に定める会計監査人の監査の目的は、独立行政法人の<u>長</u>が通則法及び一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 財務諸表等の表示が適正である旨の会計監査人の意見は、財務諸表等には、全体として重要な虚偽の表示がないということ及び財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることについて、合理的な保証を得たとの会計監査人の判断を含んでいる。</p>	<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 通則法第 39 条に定める会計監査人の監査の目的は、独立行政法人が通則法及び一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 財務諸表等の表示が適正である旨の会計監査人の意見は、財務諸表等には、全体として重要な虚偽の表示がないということ及び財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることについて、合理的な保証を得たとの会計監査人の判断を含んでいる。</p>
<p>第 3 節 一般基準</p> <p>1 法第 35 条に定める会計監査人の監査は、<u>会計監査人</u>として適切な専門能力と実務経験を有し、かつ、当該地方独立行政法人に対して独立の立場にある者によって行われなければならない。</p>	<p>第 3 節 一般基準</p> <p>1 法第 35 条に定める会計監査人の監査は、<u>監査人</u>として適切な専門能力と実務経験を有し、かつ、当該地方独立行政法人に対して独立の立場にある者によって行われなければならない。</p>	<p>第 3 節 一般基準</p> <p>1 通則法第 39 条に定める会計監査人の監査は、<u>会計監査人</u>として適切な専門能力と実務経験を有し、かつ、当該独立行政法人に対して独立の立場にある者によって行われなければならない。</p>	<p>第 3 節 一般基準</p> <p>1 通則法第 39 条に定める会計監査人の監査は、<u>監査人</u>として適切な専門能力と実務経験を有し、かつ、当該独立行政法人に対して独立の立場にある者によって行われなければならない。</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
2 会計監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。	2 会計監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。	2 会計監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。	2 会計監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。
3 会計監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。	3 会計監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。	3 会計監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。	3 会計監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。
4 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。	4 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。	4 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。	4 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。
5 会計監査人の監査とは、 理事長 が作成した財務諸表等の表示の適正性等に関する監査であるが、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点を含むものとする。	5 会計監査人の監査とは、 地方独立行政法人 が作成した財務諸表等の表示の適正性等に関する監査であるが、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点を含むものとする。	5 会計監査人の監査とは、独立行政法人の 長 が作成した財務諸表等の表示の適正性等に関する監査であるが、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点を含むものとする。	5 会計監査人の監査とは、独立行政法人が作成した財務諸表等の表示の適正性等に関する監査であるが、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点を含むものとする。
6 会計監査人は、監査手続の実施過程において、地方独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。	6 会計監査人は、監査手続の実施過程において、地方独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。	6 会計監査人は、監査手続の実施過程において、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。	6 会計監査人は、監査手続の実施過程において、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。
7 会計監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録した、監査調書を作成しなければならない。監査調書は、会計監査人が職業的専門家としての正当な注意を払って監査を実施し、監査報告書を作成したことを立証するための資料となる。したがって、監査調書は、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の諸要件を具備しなければならない。 会計監査人は、監査終了後も相当の期間監査調書を整理保存し、被監査地方独立行政法人の許可なくして、その全部又は一部を他人に示してはならない。	7 会計監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録した、監査調書を作成しなければならない。監査調書は、会計監査人が職業的専門家としての正当な注意を払って監査を実施し、監査報告書を作成したことを立証するための資料となる。したがって、監査調書は、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の諸要件を具備しなければならない。 会計監査人は、監査終了後も相当の期間監査調書を整理保存し、被監査地方独立行政法人の許可なくして、その全部又は一部を他人に示してはならない。	7 会計監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録した、監査調書を作成しなければならない。監査調書は、会計監査人が職業的専門家としての正当な注意を払って監査を実施し、監査報告書を作成したことを立証するための資料となる。したがって、監査調書は、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の諸要件を具備しなければならない。 会計監査人は、監査終了後も相当の期間監査調書を整理保存し、被監査独立行政法人の許可なくして、その全部又は一部を他人に示してはならない。	7 会計監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録した、監査調書を作成しなければならない。監査調書は、会計監査人が職業的専門家としての正当な注意を払って監査を実施し、監査報告書を作成したことを立証するための資料となる。したがって、監査調書は、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の諸要件を具備しなければならない。 会計監査人は、監査終了後も相当の期間監査調書を整理保存し、被監査独立行政法人の許可なくして、その全部又は一部を他人に示してはならない。
8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続きを定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。	8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続きを定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。	8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続きを定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。	8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続きを定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。
9 会計監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は無断で使用してはならない。	9 会計監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は無断で使用してはならない。	9 会計監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。	9 会計監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
10 会計監査人は、被監査地方独立行政法人の公共的性格を十分に認識し、適切な監査を行わなければならない。	10 会計監査人は、被監査地方独立行政法人の公共的性格を十分に認識し、適切な監査を行わなければならない。	10 会計監査人は、被監査独立行政法人の公共的性格を十分に認識し、適切な監査を行わなければならない。	10 会計監査人は、被監査独立行政法人の公共的性格を十分に認識し、適切な監査を行わなければならない。
第4節 実施基準	第4節 実施基準	第4節 実施基準	第4節 実施基準
第1 基本原則	第1 基本原則	第1 基本原則	第1 基本原則
1 会計監査人の監査は、法第35条に定めるとおり、財務諸表等を対象とするものである。	1 会計監査人の監査は、法第35条に定めるとおり、財務諸表等を対象とするものである。	1 会計監査人の監査は、通則法第39条に定めるとおり、財務諸表等を対象とするものである。	1 会計監査人の監査は、通則法第39条に定めるとおり、財務諸表等を対象とするものである。
2 会計監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、 <u>財務諸表等における重要な虚偽表示のリスク</u> を評価し、 <u>発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。</u>	2 会計監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、 <u>固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して</u> 発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。	2 会計監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、 <u>財務諸表等における重要な虚偽表示のリスク</u> を評価し、 <u>発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。</u>	2 会計監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、 <u>固有リスクと統制リスクを暫定的に</u> 評価して発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。
<u>3 会計監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、地方独立行政法人及びその運営環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。</u>	(新設)	<u>3 会計監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、独立行政法人及びその運営環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。</u>	(新設)
<u>4 会計監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、<u>理事長</u>が提示する財務諸表等項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u>	<u>3 会計監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、<u>地方独立行政法人の長</u>が提示する財務諸表等項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u>	<u>4 会計監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、独立行政法人の長が提示する財務諸表等項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u>	<u>3 会計監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、独立行政法人の長が提示する財務諸表等項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u>
<u>5 会計監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、<u>財務諸表等における重要な虚偽表示のリスク</u>を暫定的に評価し、<u>リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。</u></u>	<u>4 会計監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原則として、<u>試査に基づき、統制リスクを評価するために行う統制評価手続及び監査要点の直接的な立証のために行う実証手続</u>を実施しなければならない。</u>	<u>5 会計監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、<u>財務諸表等における重要な虚偽表示のリスク</u>を暫定的に評価し、<u>リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。</u></u>	<u>4 会計監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原則として、<u>試査に基づき、統制リスクを評価するために行う統制評価手続及び監査要点の直接的な立証のために行う実証手続</u>を実施しなければならない。</u>
<u>6 会計監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬並びに違法行為により<u>財務諸表等</u>に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。</u>	<u>5 会計監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬並びに違法行為により<u>財務諸表</u>に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。</u>	<u>6 会計監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬並びに違法行為により<u>財務諸表等</u>に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。</u>	<u>5 会計監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬並びに違法行為により<u>財務諸表</u>に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。</u>
<u>7 会計監査人は、監査の各段階において、監事等と協議する等適切な連携を図らなければならない。</u>	(新設)	<u>7 会計監査人は、監査の各段階において、監事等と協議する等適切な連携を図らなければならない。</u>	(新設)
第2 監査計画の策定	第2 監査計画の策定	第2 監査計画の策定	第2 監査計画の策定

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>1 会計監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、監査計画の策定に当たり、地方独立行政法人の業務の範囲、長期借入金<u>の可否及びその手続、区分経理の要否</u>等地方独立行政法人の会計処理と関連を有する法令の規定に関する情報、地方独立行政法人の<u>中期目標等、中期計画等</u>及び年度計画等の計画に関する情報並びに地方独立行政法人の組織、人的構成、<u>内部統制の整備状況</u>、情報通信技術の利用状況その他地方独立行政法人の業務運営に関わる情報を入手し、<u>地方独立行政法人及びその運営環境に内在する事業上のリスク等</u>がもたらす財務諸表等における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。</p> <p><u>3 会計監査人は、広く財務諸表等全体に関係し特定の財務諸表等項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。</u></p> <p>4 会計監査人は、<u>財務諸表等項目に関連して</u>暫定的に評価した<u>重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準</u>に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p><u>5 会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</u></p> <p>6 会計監査人は、地方独立行政法人が利用する情報通信技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。</p> <p>7 会計監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな</p>	<p>1 会計監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、監査計画の策定に当たり、地方独立行政法人の業務の範囲、長期借入金等地方独立行政法人の会計処理と関連を有する法令の規定に関する情報、地方独立行政法人の<u>中期目標、中期計画</u>及び年度計画等の計画に関する情報並びに地方独立行政法人の組織、人的構成、情報技術の利用状況その他地方独立行政法人の業務運営に関わる情報を入手して、<u>固有リスクと統制</u>リスクを暫定的に評価しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 会計監査人は、<u>地方独立行政法人の内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価し、財務諸表項目自体が有する固有リスクも勘案した上で、統制評価手続に係る監査計画並びに発見リスクの水準</u>に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 会計監査人は、地方独立行政法人が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな</p>	<p>1 会計監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、監査計画の策定に当たり、独立行政法人の業務の範囲、長期借入金の可否及びその手続、区分経理の要否等独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の<u>中期目標等、中期計画等</u>及び年度計画等の計画に関する情報並びに独立行政法人の組織、人的構成、<u>内部統制の整備状況</u>、情報通信技術の利用状況その他独立行政法人の業務運営に関わる情報を入手し、<u>独立行政法人及びその運営環境に内在する事業上のリスク等</u>がもたらす財務諸表等における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。</p> <p><u>3 会計監査人は、広く財務諸表等全体に関係し特定の財務諸表等項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。</u></p> <p>4 会計監査人は、<u>財務諸表等項目に関連して</u>暫定的に評価した<u>重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準</u>に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p><u>5 会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</u></p> <p>6 会計監査人は、独立行政法人が利用する情報通信技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。</p> <p>7 会計監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな</p>	<p>1 会計監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、監査計画の策定に当たり、独立行政法人の業務の範囲、長期借入金の可否及びその手続、区分経理の要否等独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の<u>中期目標、中期計画</u>及び年度計画等の計画に関する情報並びに独立行政法人の組織、人的構成、情報技術の利用状況その他独立行政法人の業務運営に関わる情報を入手して、<u>固有リスクと統制</u>リスクを暫定的に評価しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 会計監査人は、<u>独立行政法人の内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価し、財務諸表項目自体が有する固有リスクも勘案した上で、統制評価手続に係る監査計画並びに発見リスクの水準</u>に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 会計監査人は、独立行政法人が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。	事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。	事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。	事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。
<p>第3 監査の実施</p> <p>1 会計監査人は、<u>実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき</u>、暫定的に評価した<u>重要な虚偽表示のリスクの程度</u>を変更する必要があると判断した場合には、<u>当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために、監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施</u>しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは<u>有効に運用されていない可能性</u>が高いと判断した場合には、<u>内部統制に依拠することなく</u>、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p><u>3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。</u></p> <p><u>4 会計監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表等全体に関係し特定の財務諸表等項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。</u></p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、<u>理事長</u>が行った見積りの方法の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査の実施において不正若しくは誤謬又は違法行為を発見した場合には、<u>理事長や監事</u>等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を</p>	<p>第3 監査の実施</p> <p>1 会計監査人は、<u>統制評価手続を実施した結果</u>、暫定的に評価した<u>統制</u>リスクの<u>水準</u>を変更する必要があると判断した場合には、監査計画において策定した実証手続を実施し、<u>統制リスクの水準</u>が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクを低くするために、監査計画において策定した実証手続を修正することにより十分かつ適切な監査証拠を入手<u>しなければならない。</u></p> <p>2 会計監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは<u>統制リスク</u>が高いと判断した場合は、統制評価手続を実施せず、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、<u>地方独立行政法人の長</u>が行った見積りの方法の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査の実施において不正若しくは誤謬又は違法行為を発見した場合には、<u>地方独立行政法人の長</u>等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監</p>	<p>第3 監査の実施</p> <p>1 会計監査人は、<u>実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき</u>、暫定的に評価した<u>重要な虚偽表示のリスクの程度</u>を変更する必要があると判断した場合には、<u>当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために、監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施</u>しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは<u>有効に運用されていない可能性</u>が高いと判断した場合には、<u>内部統制に依拠することなく</u>、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p><u>3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。</u></p> <p><u>4 会計監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表等全体に関係し特定の財務諸表等項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。</u></p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、独立行政法人の長が行った見積りの方法の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査の実施において不正若しくは誤謬又は違法行為を発見した場合には、独立行政法人の長や<u>監事</u>等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、</p>	<p>第3 監査の実施</p> <p>1 会計監査人は、<u>統制評価手続を実施した結果</u>、暫定的に評価した<u>統制</u>リスクの<u>水準</u>を変更する必要があると判断した場合には、監査計画において策定した実証手続を実施し、<u>統制リスクの水準</u>が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクを低くするために、監査計画において策定した実証手続を修正することにより十分かつ適切な監査証拠を入手<u>しなければならない。</u></p> <p>2 会計監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは<u>統制リスク</u>が高いと判断した場合は、統制評価手続を実施せず、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、独立行政法人の長が行った見積りの方法の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査の実施において不正若しくは誤謬又は違法行為を発見した場合には、独立行政法人の長等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表等に与える影響を評価しなければならない。	査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表等に与える影響を評価しなければならない。	監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表等に与える影響を評価しなければならない。	続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表等に与える影響を評価しなければならない。
<p>7 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかを検討しなければならない。</p> <p>8 会計監査人は、監査の実施過程において非効率的な取引等を発見した場合には、理事長や監事等に報告して適切な対応を求めなければならない。</p> <p>また、会計監査人は、地方独立行政法人の監査の実施に当たっては、会計の専門家としての専門能力と実務経験から得られた知識を十分に活用し、公立大学法人における特性にも配慮しつつ、非効率的な取引等の発見に努めなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、理事長による確認書を入手しなければならない。</p> <p>確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表等の作成責任は理事長にある旨</p> <p>(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)(以下「利益処分案」という。)を除く。)は一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して適正に作成している旨</p> <p>(3) 利益処分案は法令に適合して作成している旨</p> <p>(4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨</p> <p>(5) 理事長による予算の区分に従い(公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人においては、一定の事業等のまとまりごとに)決算の状況を正しく示す決算報告書を作成している旨</p> <p>(6) 財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨</p> <p>(7) 財務諸表等に重要な影響を与える不正及び違法行為はない旨</p> <p>(8) 適正な財務諸表等を作成するため、及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保するため、有効な内部統制を確立し、維持する責任は理事長にある旨</p> <p>(9) 監査の実施に必要なすべての資料は会計監査人に</p>	<p>5 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかを検討しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査の実施過程において非効率的な取引等を発見した場合には、地方独立行政法人の長等に報告して適切な対応を求めなければならない。</p> <p>また、会計監査人は、地方独立行政法人の監査の実施に当たっては、会計の専門家としての専門能力と実務経験から得られた知識を十分に活用し、公立大学法人における特性にも配慮しつつ、非効率的な取引等の発見に努めなければならない。</p> <p>7 会計監査人は、地方独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。</p> <p>確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表等の作成責任は地方独立行政法人の長にある旨</p> <p>(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)(以下「利益処分案」という。)を除く。)は一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して適正に作成している旨</p> <p>(3) 利益処分案は法令に適合して作成している旨</p> <p>(4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨</p> <p>(5) 地方独立行政法人の長による予算の区分に従い決算の状況を正しく示す決算報告書を作成している旨</p> <p>(6) 財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨</p> <p>(7) 財務諸表等に重要な影響を与える不正及び違法行為はない旨</p> <p>(8) 適正な財務諸表等を作成するため、及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保するため、有効な内部統制を確立し、維持する責任は地方独立行政法人の長にある旨</p> <p>(9) 監査の実施に必要なすべての資料は会計監査人に</p>	<p>7 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかを検討しなければならない。</p> <p>8 会計監査人は、監査の実施過程において非効率的な取引等を発見した場合には、独立行政法人の長や監事等に報告して適切な対応を求めなければならない。</p> <p>また、会計監査人は、監査の実施に当たっては、会計の専門家としての専門能力と実務経験から得られた知識を十分に活用し、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。</p> <p>確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表等の作成責任は独立行政法人の長にある旨</p> <p>(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)(以下「利益処分案」という。)を除く。)は一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して適正に作成している旨</p> <p>(3) 利益処分案は法令に適合して作成している旨</p> <p>(4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨</p> <p>(5) 独立行政法人の長による予算の区分に従い、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成している旨</p> <p>(6) 財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨</p> <p>(7) 財務諸表等に重要な影響を与える不正及び違法行為はない旨</p> <p>(8) 適正な財務諸表等を作成するため、及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保するため、有効な内部統制を確立し、維持する責任は独立行政法人の長にある旨</p> <p>(9) 監査の実施に必要なすべての資料は会計監査人に</p>	<p>5 会計監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかを検討しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査の実施過程において非効率的な取引等を発見した場合には、独立行政法人の長等に報告して適切な対応を求めなければならない。</p> <p>また、会計監査人は、監査の実施に当たっては、会計の専門家としての専門能力と実務経験から得られた知識を十分に活用し、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めなければならない。</p> <p>7 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。</p> <p>確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表等の作成責任は独立行政法人の長にある旨</p> <p>(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)(以下「利益処分案」という。)を除く。)は一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して適正に作成している旨</p> <p>(3) 利益処分案は法令に適合して作成している旨</p> <p>(4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨</p> <p>(5) 独立行政法人の長による予算の区分に従い決算の状況を正しく示す決算報告書を作成している旨</p> <p>(6) 財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨</p> <p>(7) 財務諸表等に重要な影響を与える不正及び違法行為はない旨</p> <p>(8) 適正な財務諸表等を作成するため、及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保するため、有効な内部統制を確立し、維持する責任は独立行政法人の長にある旨</p> <p>(9) 監査の実施に必要なすべての資料は会計監査人に</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象</p> <p>10 連結附属明細書のうち、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分は会計監査人の監査の対象とはしない。</p>	<p>提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象</p> <p>8 連結附属明細書のうち、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分は会計監査人の監査の対象とはしない。</p>	<p>提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象</p> <p>10 連結附属明細書のうち、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分は会計監査人の監査の対象とはしない。</p>	<p>提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象</p> <p>8 連結附属明細書のうち、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分は会計監査人の監査の対象とはしない。</p>
<p>第4 他の会計監査人等の利用</p> <p>1 会計監査人は、他の会計監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、連結財務諸表監査において、地方独立行政法人の特定関連会社及び関連会社の財務諸表が他の会計監査人による監査が行われているときは、上記1と同様の手続により、当該他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定し、可能な範囲で当該他の会計監査人の監査の結果を利用するものとする。</p> <p>3 会計監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、地方独立行政法人の内部監査の目的及び手続が会計監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表等の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。</p>	<p>第4 他の会計監査人等の利用</p> <p>1 会計監査人は、他の会計監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、連結財務諸表監査において、地方独立行政法人の特定関連会社及び関連会社の財務諸表が他の会計監査人による監査が行われているときは、上記1と同様の手続により、当該他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定し、可能な範囲で当該他の会計監査人の監査の結果を利用するものとする。</p> <p>3 会計監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、地方独立行政法人の内部監査の目的及び手続が会計監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表等の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。</p>	<p>第4 他の会計監査人等の利用</p> <p>1 会計監査人は、他の会計監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、連結財務諸表監査において、独立行政法人の特定関連会社又は関連会社の財務諸表が他の会計監査人による監査が行われているときは、上記1と同様の手続により、当該他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定し、可能な範囲で当該他の会計監査人の監査の結果を利用するものとする。</p> <p>3 会計監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、独立行政法人の内部監査の目的及び手続が会計監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表等の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。</p>	<p>第4 他の会計監査人等の利用</p> <p>1 会計監査人は、他の会計監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の会計監査人によって監査された財務諸表の重要性及び他の会計監査人の信頼性の程度を勘案して、他の会計監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、連結財務諸表監査において、独立行政法人の特定関連会社又は関連会社の財務諸表が他の会計監査人による監査が行われているときは、上記1と同様の手続により、当該他の会計監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定し、可能な範囲で当該他の会計監査人の監査の結果を利用するものとする。</p> <p>3 会計監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、独立行政法人の内部監査の目的及び手続が会計監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表等の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。</p>
<p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、理事長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書を作成しなければならない。 (1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の</p>	<p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、地方独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書を作成しなければならない。 (1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の</p>	<p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。 (1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準</p>	<p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。 (1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が<u>理事長</u>による予算の区分に従って<u>（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人においては、一定の事業等のまとまりごとに）</u>決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 財務諸表に対する意見表明には、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為がないかどうかについての意見表明を含むものでなければならない。</p> <p>3 会計監査人は上記の監査報告書のうち、財務諸表及び決算報告書に係る部分と同一のものを法第 34 条第 2 項に定める財務諸表及び決算報告書に関する<u>会計監査報告</u>として提出しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、地方独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を明かにした書類を、<u>理事長</u>を経由して設立団体の長に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、<u>理事長</u>が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。</p>	<p>基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が<u>地方独立行政法人の長</u>による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 財務諸表に対する意見表明には、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為がないかどうかについての意見表明を含むものでなければならない。</p> <p>3 会計監査人は上記の監査報告書のうち、財務諸表及び決算報告書に係る部分と同一のものを法第 34 条第 2 項に定める財務諸表及び決算報告書に関する<u>意見</u>として提出しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、地方独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を明かにした書類を、<u>地方独立行政法人の長</u>を経由して設立団体の長に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、<u>地方独立行政法人の長</u>が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。</p>	<p>に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、<u>一定の事業等のまとまりごとに</u>決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 財務諸表に対する意見表明には、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為がないかどうかについての意見表明を含むものでなければならない。</p> <p>3 会計監査人は上記の監査報告書のうち、財務諸表及び決算報告書に係る部分と同一のものを通則法第 38 条第 2 項に定める財務諸表及び決算報告書に関する<u>会計監査報告</u>として提出しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を明かにした書類を、独立行政法人の長を経由して主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。</p>	<p>に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</p> <p>2 財務諸表に対する意見表明には、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為がないかどうかについての意見表明を含むものでなければならない。</p> <p>3 会計監査人は上記の監査報告書のうち、財務諸表及び決算報告書に係る部分と同一のものを通則法第 38 条第 2 項に定める財務諸表及び決算報告書に関する<u>意見</u>として提出しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を明かにした書類を、独立行政法人の長を経由して主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6 会計監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>7 区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている<u>地方独立行政法人</u>の財務諸表に対する監査意見は、<u>勘定別等財務諸表</u>及び法人単位財務諸表の全ての財務諸表を監査した結果としての監査意見を表明しなければならない。</p> <p>8 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。</p> <p>9 会計監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。<u>この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</u></p>	<p>7 区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている<u>公営企業型地方独立行政法人</u>の財務諸表に対する監査意見は、<u>事業別財務諸表</u>及び法人単位財務諸表の全ての財務諸表を監査した結果としての監査意見を表明しなければならない。</p> <p>8 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。</p> <p>9 会計監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。</p>	<p>7 法律の要請により区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている独立行政法人の財務諸表に対する監査意見は、勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表の全ての財務諸表を監査した結果としての監査意見を表明しなければならない。</p> <p>8 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。</p> <p>9 会計監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。<u>この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</u></p>	<p>7 法律の要請により区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている独立行政法人の財務諸表に対する監査意見は、勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表の全ての財務諸表を監査した結果としての監査意見を表明しなければならない。</p> <p>8 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。</p> <p>9 会計監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。</p>
<p>第2 監査報告書の記載区分</p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、監査の対象、<u>理事長</u>の責任、会計監査人の責任及び会計監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、連結財務諸表に係る監査報告書を個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）<u>及び決算報告書</u>に対する報告については、財務諸表に対する監査とは別の区分を設けて監査報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第2 監査報告書の記載区分</p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、監査の対象、<u>地方独立行政法人の長</u>の責任、会計監査人の責任及び会計監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、連結財務諸表に係る監査報告書を個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、利益処分案<u>及び決算報告書に対する意見並びに</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する報告については、財務諸表に対する監査とは別の区分を設けて監査報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第2 監査報告書の記載区分</p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、監査の対象、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任及び会計監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見等を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、連結財務諸表に係る監査報告書を個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、利益処分案<u>及び決算報告書に対する意見並びに</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する報告については、財務諸表に対する監査とは別の区分を設けて監査報告書に記載しなければならない。</p>	<p>第2 監査報告書の記載区分</p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、監査の対象、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任及び会計監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見等を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、連結財務諸表に係る監査報告書を個別財務諸表等に係る監査報告書とは別に作成しなければならない。</p> <p>4 会計監査人は、利益処分案<u>及び決算報告書に対する意見並びに</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する報告については、財務諸表に対する監査とは別の区分を設けて監査報告書に記載しなければならない。</p>
<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、<u>理事長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することができな</p>	<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、<u>地方独立行政法人</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明すること</p>	<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の<u>長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明すること</p>	<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することがで</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>い程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、<u>理事長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>	<p>ができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、<u>地方独立行政法人</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>	<p>ができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、独立行政法人の<u>長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体としての虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>	<p>きない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、独立行政法人が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体としての虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>
<p>第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、<u>理事長</u>の作成した利益処分案、<u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書について以下の<u>報告</u>を行わなければならない。</p> <p>(1) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p><u>(2) (7)事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか</u></p> <p><u>(イ)事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p><u>(3) 決算報告書が理事長による予算の区分に従って（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人においては、一定の事業等のまとりに）決算の状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、<u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書に対する<u>報告</u>を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象 利益処分案、<u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書</p> <p>(2) <u>理事長</u>の責任 利益処分案、<u>事業報告書</u>及び決算報告書の作成責任は<u>理事長</u>にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任</p>	<p>第7 法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見</p> <p>1 会計監査人は、<u>地方独立行政法人の長</u>の作成した利益処分案及び決算報告書について以下の<u>意見</u>を表明しなければならない。</p> <p>(1) 利益処分案が法令に適合しているかどうか （新設）</p> <p><u>(2) 決算報告書が地方独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p>2 会計監査人は、<u>法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見</u>を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象 利益処分案及び決算報告書</p> <p>(2) <u>地方独立行政法人の長</u>の責任 利益処分案及び決算報告書の作成責任は<u>地方独立行政法人の長</u>にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任</p>	<p>第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した利益処分案、<u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書について以下の<u>報告</u>を行わなければならない。</p> <p>(1) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p><u>(2) (7)事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか</u></p> <p><u>(イ)事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p><u>(3) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとりに決算の状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、<u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書に対する<u>報告</u>を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象 利益処分案、<u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書</p> <p>(2) 独立行政法人の長の責任 利益処分案、<u>事業報告書</u>及び決算報告書の作成責任は独立行政法人の長にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任</p>	<p>第7 通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した利益処分案及び決算報告書について以下の<u>意見</u>を表明しなければならない。</p> <p>(1) 利益処分案が法令に適合しているかどうか （新設）</p> <p><u>(2) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p>2 会計監査人は、<u>通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見</u>を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象 利益処分案及び決算報告書</p> <p>(2) 独立行政法人の長の責任 利益処分案及び決算報告書の作成責任は独立行政法人の長にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>会計監査人の責任は、独立の立場から、<u>利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書について、<u>報告</u>を行うことにあること</p> <p>(4) <u>利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書に対する<u>報告</u></p> <p>(7) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</p> <p><u>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p> <p><u>(ウ) 決算報告書が理事長による予算の区分に従って（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人においては、一定の事業等のまとまりごとに）決算の状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p>	<p>会計監査人の責任は、独立の立場から、利益処分案及び決算報告書について、<u>法が要求する意見の表明</u>を行うことにあること</p> <p>(4) <u>法が要求する利益処分案</u>及び決算報告書に対する<u>監査意見</u></p> <p>(7) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</p> <p>(新設)</p> <p><u>(イ) 決算報告書が地方独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p>	<p>会計監査人の責任は、独立の立場から、利益処分案、<u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書について、<u>報告</u>を行うことにあること</p> <p>(4) <u>利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u>及び決算報告書に対する<u>報告</u></p> <p>(7) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</p> <p><u>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p> <p><u>(ウ) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p>	<p>会計監査人の責任は、独立の立場から、利益処分案及び決算報告書について、<u>通則法が要求する意見の表明</u>を行うことにあること</p> <p>(4) <u>通則法が要求する利益処分案</u>及び決算報告書に対する<u>監査意見</u></p> <p>(7) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</p> <p>(新設)</p> <p><u>(イ) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p>
<p>(削る)</p>	<p>第8 事業報告書に対する報告</p> <p><u>1 会計監査人は、地方独立行政法人の長の作成した事業報告書について以下の報告を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか</u></p> <p><u>(2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p><u>2 会計監査人は、事業報告書について報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 監査の対象</u> <u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u></p> <p><u>(2) 事業報告書に対する報告</u> <u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p>	<p>(削る)</p>	<p>第8 事業報告書に対する報告</p> <p><u>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した事業報告書について以下の報告を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか</u></p> <p><u>(2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</u></p> <p><u>2 会計監査人は、事業報告書について報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 監査の対象</u> <u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）</u></p> <p><u>(2) 事業報告書に対する報告</u> <u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示している</u>と認められるかどうか</p>
<p>第8 参考資料</p> <p>会計監査人は、監査の内容等を分かりやすい形で適切に情報開示するため、①監査責任者又は関与社員以外の監査従事者の資格及び氏名、②監査責任者、監査法人又は関与社員の異動状況、③監査の実施状況（事業場等別、資格等区分別監査時間数）、④監査報酬、⑤専門家又は他の会計監査人の業務の利用に関する事項等の事項を、監査報告書の参考資料として提出しなければならない。</p>	<p>第9 参考資料</p> <p>会計監査人は、監査の内容等を分かりやすい形で適切に情報開示するため、①監査責任者又は関与社員以外の監査従事者の資格及び氏名、②監査責任者、監査法人又は関与社員の異動状況、③監査の実施状況（事業場等別、資格等区分別監査時間数）、④監査報酬、⑤専門家又は他の会計監査人の業務の利用に関する事項等の事項を、監査報告書の参考資料として提出しなければならない。</p>	<p>第8 参考資料</p> <p>会計監査人は、監査の内容等を分かりやすい形で適切に情報開示するため、①監査責任者又は関与社員以外の監査従事者の資格及び氏名、②監査責任者、監査法人又は関与社員の異動状況、③監査の実施状況（事業場等別、資格等区分別監査時間数）、④監査報酬、⑤専門家又は他の会計監査人の業務の利用に関する事項等の事項を、監査報告書の参考資料として提出しなければならない。</p>	<p>第9 参考資料</p> <p>会計監査人は、監査の内容等を分かりやすい形で適切に情報開示するため、①監査責任者又は関与社員以外の監査従事者の資格及び氏名、②監査責任者、監査法人又は関与社員の異動状況、③監査の実施状況（事業場等別、資格等区分別監査時間数）、④監査報酬、⑤専門家又は他の会計監査人の業務の利用に関する事項等の事項を、監査報告書の参考資料として提出しなければならない。</p>